

にこの関係の機関が相寄りまして、今後の推進方針について申し合わせをいたしたわけでございしますが、これに基づいて筑波研究学園都市建設計画の大綱及び公共、公益事業等の整備計画の概要が昭和四十六年、本年の二月に推進本部において決定をした次第でございします。

以上が概況でございますが、現在、昨年の申し合わせに従いまして、移転職員的生活環境問題等の処理を進めるとともに、移転予定機関等の移転計画の概要を早急に策定すべく、関係省庁相寄り作業を進めておる段階でございします。

簡単にございしますが、お答えをいたします。

○葉梨委員 この建設につきましては、前期、後期の二つに分けておられるようでございしますが、前期が何年から何年までか、後期は何年から何年までか、まず、昭和何年かというその予定の年号をひとつお教え願いたいと思ひます。

○川島(博)政府委員 建設のタイムスケジュールに關しましては、四十四年六月の閣議決定におきまして、昭和四十三年度を初年度として、前期五カ年、後期五カ年の二期に分け、おおむね十カ年で実施するものとしております。したがって、前期期間は昭和四十三年から四十七年まで、後期は四十八年から五十二年まで、そういうことに相なる次第でございします。

○葉梨委員 前期に十一機関の建設がまわっているというところでございしますが、その各機関、各省令別の機関名並びにその建設の進捗状況について、それからまた、完成後移転の時期について伺いたいと思ひます。

○川島(博)政府委員 前期期間内に建設に着手することとなっております十一機関の内容につきましては、まず科学技術庁関係では、無機材質研究所と国立防災科学技術センターの二機関でございします。無機材質研究所につきましては、昭和四十四年十二月に高圧力特殊実験棟を完成いたしましたし、昭和四十六年度には研究本館を完成いたしました。年度内に移転を完了する予定でございします。国立防災科学技術センターにつきましては、

昭和四十五年六月に大型耐震実験施設を完成してすでに実験に入っております。また昭和四十五年からは、引き続き大型降雨実験施設の建設を開始して、現在工事中でございします。

次に、文部省関係では筑波新大学がございします。これは教育大学の実質的な移転でございします。筑波新大学につきましては、昭和四十九年度から現地で学生を募集して授業を開始することを目途に、すでに昨年現地に管理事務所を設け、本年度からは敷地造成等の工事に着手をいたしておるわけでございします。

次に、農林省でございしますが、農林省は昭和四十四年度から現地に圃場管理所を設けまして、種苗試験栽培等の試験を実施いたしております。明四十七年度からは六機関の建設に着手いたしますため、所要の予算を要求いたしておるわけでございします。

次に、建設省関係でございしますが、建設省は三機関の移転を予定しておりますが、そのうち建築研究所につきましては、すでに昭和四十五年度から曝露試験場を現地に建設いたしまして試験を行なっております。また土木研究所につきましては、本年度から試験走路の建設に着手をいたしました。また国土地理院につきましては、本年度土地調査を実施しております。明年度から地形基線調査並びにその付属観測準備棟を建設する予算を要求中でございします。

以上のほか、新設することになりました文部省の高エネルギー物理学研究所が、昭和四十五年度から加速器試験室等の一部を建設開始している次第でございします。

以上が、前期十一機関の建設の状況でございしますが、なお、具体的に、この移転のタイムスケジュールにつきましては、最近関係省庁の間で話し合いをいたしておるわけでございまして、近い機会にこの移転計画の全貌を決定いたしたいというふうに考えておる次第でございします。

○葉梨委員 そうしますと、昭和四十八年から五十二年に至る後期に、三十六機関から十一機関を

引きました二十五機関が建設を始め、移転をしなければならぬわけでございしますが、前期の五カ年で十一機関、後期の五年間で二十五機関というのは、これは倍以上の機関が移るわけで、一体予算上もはたしてこれが実現可能かどうか、私ども非常に疑問に思つておるわけでございします。その点について、財政当局とどんな話し合いになつておるか。それから、かりに計画どおりに移転がすべて完了するのがいつごろになるだろうか、また、一応年次計画はどうなつておるだろうか、それらの点につきまして伺ひたいと思ひます。

○川島(博)政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、この建設の方針につきましては、四十四年の閣議決定におきまして、前期五年、後期五年に分けて実施することになつておりまして、したがって、おそく昭和五十二年年度までには移転を予定されております全機関の建設が始まるわけでございしますが、もちろん十年間で完全に全機関の建設を完了するわけではございませんで、おそく五十二年以降も数年かかって継続工事が行なわれ、最終的には完了するわけでございします。

私もどなたもいたしましては、筑波研究学園都市が一日も早く完成することを願つておるわけでございしますが、そのためには、いろいろ処理をすべき問題点もございします。これにつきましては、だんだんと関係省庁の間で話し合いをいたしまして、逐次解決を見ておるわけでございします。したがって、私もどなたも四十四年の閣議決定の趣旨に沿つて、この十カ年計画を計画どおり完遂したいというふうに考えておりますが、具体的な移転のスケジュールにつきましては、現在関係省庁と相談中でございまして、私もどなたもいたしましては、できれば年内にも最終的な移転計画を決定をいたしたい、かように考えておる次第でございします。

○葉梨委員 首都圏整備委員会の事務局長の先ほどのお話で、科学技術庁、農林省、文部省、建設省関係のそれぞれの研究機関は、すでに移転を開始しているわけでございしますが、通産省の工業技術院関係の機関の名前が一つも出ておりません。工業技術院関係はどうなつておりますか。

○川島(博)政府委員 工業技術院に關しましては、一応昭和四十八年度から五十二年までの後期五年間に進出をする機関に予定されておるわけでございします。しかしながら、通産省におきましては、従来数年にわたつて調査費を計上し、調査を続けておるわけでございします。明年度も相当額の調査予算は要求をしておるわけでございしますが、施設関係の予算につきましては、おそく昭和四十八年度の後期五カ年の初年度から予算を計上いたすことになろうと私どもは考えておる次第でございします。

○葉梨委員 いろいろな機関が移転をするわけでございしますが、それに伴ひまして、その前提条件といひますか、大事な環境整備の状況について伺ひたいと思ひます。

まず、道路の整備の状況はどうかでございします。また、一般道路のほか、東京と直結するような意味の常磐高速道路の整備状況等についても伺ひたいと思ひます。

○川島(博)政府委員 研究学園都市関係の道路等の公共施設関係でございしますが、まず道路につきましては、地区内における幹線道路並びに土浦市と本地区とを結ぶ幹線道路、これが重要なわけでございしますが、土浦市と本地区を結ぶ土浦学園線、並びに当地区内の東西を結ぶ大幹線でございします。東大通り線につきましては、すでに工事がだいぶ進捗をいたしております。昭和四十六年度中には概成をする予定でございします。自動車を通れる道になるわけでございします。また、同じく本地区を南北に結ぶ大大通り線の大部分につきましても、昭和四十六年度中には車が通れるようになりまします。それから、本地区から南に延びます牛久一学園線につきましては、昭和四十七年度中にはほぼ完成する予定で現在工事が進められております。高速道路につきましては、昭和四十五年の六月に常磐高速自動車道の整備計画が決定されまし

て、建設大臣から日本道路公団に対して施工命令がされておるわけでございます。高速道路関係につきましては、昭和四十六年度は五億程度の予算しか計上されておられません、来年度は相当多額の予算が要求されております。したがって、来年度から本格的に工事にかかるわけでございしますが、日本道路公団では、五十一年、おそくも五十二年には全線開通させたいということで、現在各種の工事や調査を急いでおるところでございます。

それから上水道につきましては、昭和四十八年度に一部給水開始を目途に事業を実施する予定でございます。下水道につきましては、昭和四十八年度末には供用開始をするという事を目標に、雨水と汚水を分けまして、分流式により事業計画をたてておるわけでございします。

住宅につきましては、花室地区に公務員宿舎、現在百七十二戸の建設を進めておられまして、うち百四十二戸は本年中に完成、残り三十戸も年度末までには完成をする予定になっておるわけでございます。

次に、教育施設等につきましては、まだ現地に進出する機関が非常に少ないわけでございします。が、移転の進捗状況に合わせまして整備をいたすことになっております。当然相当多数の学校が新設されることになっておるわけでございします。当面は、周辺の既存校の整備拡充が現在行なわれつつある次第でございます。また、その程度で現在のところは間に合っておるわけでございします。

また医療施設等につきましては、当面、国立腫瘍病院の整備を行ないますとともに、土浦市と救急協定を結びまして、救急体制の整備をはかることになっておるわけでございします。

その他、日常生活施設等につきましても、日本住宅公団等におきまして、宅地、建物の分譲、あるいは賃貸が行なわれる計画になっておるわけでございします。

以上、簡単にございしますが、申し上げます。

○葉梨委員 すでに科学技術庁の無機材質研究

所、あるいはその他二、三の機関の移転が間もなく始まるわけでございしますが、ただいまのお話ですと、上下水道が四十八年に整備されるというところであって、これは、いま移転した人たちの生活環境の整備があとからいよいよという事になると思ふのですが、この点はどうか。

○川島(博)政府委員 上水道に關しましては、将来の需要量は約十万吨が予定されております。したがって、上水道事業もこの十万吨を目標に建設が行なわれるわけでございしますが、この十万吨の水は、そのうちの約九万吨は霞ヶ浦から揚水をいたしまして給水することになっておりますが、八千トンばかりは地区内にさく井をいたしまして、地下水によって水源を得るということになったわけでございします。現在この全体の下水道計画の一端をいたしまして、地下水をさく井にいたしておられますが、当面はこの地下水をさく井によって供給いたし、これが将来は上水道の水源としてネットワークに組み込まれるという形になっておるわけでございします。したがって、現在進出し、あるいは近く進出いたしますものの給水についても、全然心配ないわけでございします。

○葉梨委員 上水道はそれでは心配ないようでございますが、下水道のほうはどうなのでしょう。

○川島(博)政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、一応下水につきましては四十八年度末の供用開始でございます。したがって、それまでは本格的な下水道がでないわけでございしますが、その間は各機関によりまして暫定的に自己処理をしていただきまして、きれいにした上で河川に放流をするということにいたし、将来下水道が完成した場合には、これを公共下水道に切りかえるというふうに考えております。

○葉梨委員 あの近辺には中小河川が四、五本ございします。蓮沼川、小貝川、花室川、小野川等々ございまして、いずれもこれは農業用水にも使っているわけで、どういふようにこの学園都市の汚水を処理し、そしてそれらの河川にどのように流すかという事は、地域の住民の非常に重大な関心事だと思ふのでございします。その河川の使い分けについてお伺いしたいし、第二には、汚水処理場につきまして、これは住宅公団で全額持つてつくるのか、あるいは地方の自治体に負担をさせるのか、どの程度の負担をさせるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○川島(博)政府委員 公共下水道につきましては、先ほど御説明を申し上げましたように、汚水と雨水は分流をする、分流式で排除するという事になっております。雨水につきましては、雨水管から都市下水路または河川に放流をいたす予定でございます。放流河川は花室川、蓮沼川、小野川の三つでございます。それぞれこれらの河川の上流部は、都市下水路として整備をいたすわけでございします。一方、汚水は污水管によりまして、地区内に処理場を設けまして、ここで処理をし、最終的には小貝川に放流をいたす予定でございます。地区内の処理、これはむしろ処理場を放流するわけでございしますが、この処理場の施設については、公共下水道事業自体は県営の事業として行なうわけでございしますが、工事は日本住宅公団が委託を受けまして、一括施工することになるわけでございします。なお、工事に伴いまして、当然県営事業でございますから、県で負担すべき部分がございますが、これにつきましては、本都市の性格にかんがみまして、公団が県にかわって負担をするということに予定をいたしておる次第でございます。

○葉梨委員 住宅についてちょっとお伺いします。が、研究者が主として入られるわけで、東京とか大阪とか、既存の公務員住宅に入っておられた方々が学園都市に移られるわけで、できるだけ快適な研究環境を整えるという意味では、住宅の規格等についても格段の配慮があつてしかるべきだと思ふのでございします。その点につきましてどんなふうな配慮をしていらっしゃるか、ちょっとお伺いします。

○川島(博)政府委員 御指摘のように、本研究学園都市は、ほとんど人の住んでいない山林、原野あるいは田畑に新しく町づくりをするわけでございします。したがって、移転すべき機関の職員は住宅が全然ないわけでございしますから、これに對しては相当手厚い整備をいたす必要があるわけでございします。これにつきましては、当然公務員宿舎という形で貸与するという事になるわけでございしますが、これにつきましては、所管の大蔵省当局と数次にわたり折衝いたしまして、この都市の性格にかんがみて手厚い措置を講じてほしいという申し入れをいたしておたわけでございします。本年の夏に至りまして、大蔵省といたしましても、その趣旨は十分わかるので希望に沿いたいという事で、この移転機関の職員は、希望する者には全員に宿舎を貸与する。それから奥さんや子供さんのある世帯者につきましては、原則として3DK以上の住宅を貸与する。また、研究に専念する主任研究者とか、講師といった研究職にある方々は、うちへ帰つて勉強する必要もございします。したがって、こういう研究職の方々に三LDK以上の住宅を貸与する、こういうことで措置をするということをご了解願つたわけでございします。これらは、現行の宿舎の貸与基準から申しますと、相当実は高いサービスをしていただくという事になりましたので、この宿舎問題については、各省庁とも御納得をいただいたというふうに私どもは理解をいたしておる次第でございます。

○葉梨委員 まあ学者が入る住宅でございしますから、たとえは机も大きな机が入るような、そしてまた、本だんな大きな本だんなが備えつけられているような、そういうような書斎が一部屋ぐらいはあつてしかるべきだと思ふのでございします。すでにそういうふうに設備がされておるならばけっこうでございますが、まだそういう状態になければ、これからでもぜひそういう設計をしていただきたいということを希望します。

そして数日前の新聞に出ておったのでございしますが、アパートが数軒建つた。ところが商店が

数キロ先で、たいへん買ひものに不便だという記事がございました。その点、現状はどうなっておりますか。また、将来ショッピングセンター等についてはどういうように配置をするのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○川島(博)政府委員 御指摘のように、現状においては、地区内は全くの純農村でございますので、買ひもの等につきましても相当不便なことは事実でございます。したがって、当面、本年度から来年度にかけて入居されます職員の方々に、多少御不便をおかけすることになるかと思ひますが、一応住宅公団におきましては、地区内にたゞいま事務所を建築中でございますが、その一階をロティ方式にいたしまして、屋根のついた広間みたいなものでございますが、ここに日常の商品を売買するスペースを設けたわけでございまして、ここに各商店から出店をしていただいて、当面は需要を満たしていただくというふうに考えておりますが、御案内のように、学園地区は中心地区だけで将来は人口十万人以上の都市になるわけでございます。当然町づくりの一環といたしまして、この都市中心部には相当規模のサービス施設を、商店だけでなく医療その他のサービス施設についても、計画的に配置をいたしたいということとでいろいろ考えておるわけでございます。

○葉梨委員 その点について、早く移転する人たちが非常に不便をこうむるわけで、何かやはり、これはさしあたっては科学技術庁の機関が行くわけでございしますが、科学技術庁自体がやるというわけにもいきませんで、首都圏整備委員会なりこの主管官庁が特設の配慮をして、あまり不便をこうむらないように、いろいろひとつ御配慮をお願いしたいと思います。

次にお伺いしたいことは、研究機関の職員が移転をするわけでございますが、東京とか東京周辺におられていろいろな手当がついておったわけでございます。それが茨城県という地方に赴任して、給与上不利になるというよりなことがあつてはいけないと思ひますが、この点につ

いてどのような配慮がされておるか、お伺いしたいと思ひます。

○橋本政府委員 お答えいたします。

いま先生御指摘の問題は、非常に移転問題について重要な要素でございますので、われわれは、研究学園都市というものを先ほど御説明してございますが、非常に高い水準の研究教育の拠点といたしたいという念願から、十分優秀な方々が安心して業務に専念できるようにしていただくというところで、いまの御指摘の問題を考えてまいりました。

ただ、現在の給与法でございますと、御指摘のとおり、研究学園都市に移転しますと、調整手当等が支給されなくなるおそれがありまして、異動保障期間を考へましても、実質的には処遇がだいぶ悪くなるというふうなことになりますので、当庁といたしまして、関係省庁等と十分連絡いたしまして、先般の人事院の勧告にあたりまして、ぜひ研究学園都市の移転に伴つて給与上の不利ができないような措置を講じてもらいたい、よく長官からも要望したわけでございます。その結果、御承知のとおり人事院勧告におきましても、その要望を取り入れまして、研究学園都市移転手当というものを創設することを勧告してございまして、これは現在給与法の改正案が提案されておりますので、この改正が実現して、移転に伴う給与上の不利が解消するということとを、われわれは願つておるわけでございます。

○葉梨委員 具体的に額でいって、どの程度の調整になるかと、そういう点はおわかりになりますか。

○橋本政府委員 たとえば東京で申しますと、調整手当は本俸、特別調整額、扶養手当を含めまして八割が支給されておりますので、いま申し上げましたように、八割がなくなる。それで、いまの都市移転手当につきましては、現在提案しております内容といたしましては、八割をこえない範囲で都市移転手当をつけるというよりな要望になつておるわけでございます。

○葉梨委員 東京に比べますと、いろいろな文化施設もありませんし、ましてショッピングなどにつきましては非常に不便な状況でございますので、それらも勘案して、ぜひいろいろな調整手当等も手厚くひとつつけていただきたい。また各官庁としても、特に科学技術庁等ではそれらについてバックアップしていただきたいということを要望しておきます。

それから、話がちょっと戻りますけれども、学校の問題でございますが、先ほど教育大学が新構想大学として二、三年のうちに開校するというお話でございましたが、実際に開校できる状況にございませうか。

○川島(博)政府委員 私からお答へすることが適当かどうかわかりませんが、私どもが文教当局から聞いておるところでは、四十八年度には相当程度の施設をやる、それで一部教職員等はすでに四十八年中に現地に移駐をする、それで準備をいたしまして、四十九年の四月からは学生を迎え入れるようにしたいということとでございますので、たぶんそのとおりいくんじゃないかというふうに考えております。

○葉梨委員 研究者の子弟の教育でございますが、小学校、中学校は既存の学校を利用する、また施設が足りない場合は学校の増設をする等であると思ひますが、問題は高等学校クラスから上だと思ひます。高等学校については、既存の学校があとそこら辺には何校あるかと思ひますが、人口十万人にもなればそれだけでは足りないわけですから、それに対して県立高校をつくる予定があるかどうか。また、教育大学にはすでに付属の高等学校に付属高校をおつくりになる予定があるのかどうか。そこら辺をお伺いいたします。

○川島(博)政府委員 御指摘のように、将来十万人の都市になりますれば、相当学校も足りなくなるわけでございます。したがって、既設学校の拡充だけでなく新しく学校をつくる必要もございまして、高校につきましては、計画では将来四校

を新設するというところで、二校分についてはすでに土地を確保してございます。当然県立高校という形で新しく高校も新設されるわけでございします。

なお、移転機関側からはぜひ新大学に付属高校を設けてほしいという要望もございまして、またこれについても文部当局も前向きで検討いたしておるわけでございまして、まだ決定をいたしてはございませんが、将来はそういうことになるのではないかと、私どもは期待をいたして、次第でございします。

○葉梨委員 研究学園都市の肝心の研究体制と同時に、そういう子弟の教育について万全の設備をひとつしていただきたいことを希望しておきます。

そこで、いままで伺ひまして、十年近くたつて何かまだ計画の半分もいっていないという状況でございますが、私どもとしてはたいへん遺憾に思ひます。政府当局の皆さまにおかれても、いろいろ努力をしておられることはわかるのでございしますが、これからさらに強力な推進体制をとつていかなければならないと思ひます。その点につきましても一度お伺いいたします。

○川島(博)政府委員 先ほど御説明を申し上げましたように、昨年の国会で筑波研究学園都市建設法が成立をいたしました。この法律に基づきまして、研究学園地区の建設計画、これを政府が法定計画として樹立することを義務づけられておるわけでございします。したがって私どもは一日も早くこの法定計画を策定をいたしたい。策定の前提といたしまして、先ほど来御説明申し上げておりますように、すでに建設計画の大綱並びに公共、公益施設等の整備計画の概要について推進本部で決定をされているわけでございまして、残る移転機関の移転計画の概要についてできれば年内にもつくり上げたい、つくり上げて推進をする方向に持っていきたいということで、ただいま作業を進めております。これができ上がりますと、この法律に基づきます研究学園都市建設計画を直ちに

立案をするということになるわけでございます。
この一連の作業を通じて、政府は、筑波研究学園都市建設推進本部を中心に、関係の省庁が寄つて毎週のように協議をいたしております。したがって、この本部を中心とする推進体制によつて、一日も早く移転計画を本格的に決定したいというふうに考えている次第でございます。

○葉梨委員 学園都市の建設についての体制づくりの問題のほかに、やはり科学技術庁として、科学技術庁のいろいろな研究所が移転するという問題のほかに、科学技術行政を推進するという意味からいって、技術庁の持つ意味も大きいと思うのでございますが、科学技術庁として、これからこの実質的な内容の充実に対してどのようにお考えになっておられるか、長官からひとつ御所見を承りたいと思ひます。

○平泉国務大臣 科学技術庁といたしましては、この地区に移転する機関をみずから管轄して、この地区に面がございまして、今回御審議をお願いいたしております科学技術庁設置法の一部改正、これは無機材料研究所が移転するというに伴います法律改正でございます。そのほか、国立防災科学技術センター、そしてまた金属材料技術研究所の一部、こういったものを移転する計画を持っておりますが、そのほかに、先生御承知のように、科学技術庁といたしましては、科学技術に関する総合的な各行政機関の調整を行なう、こういう職務を持っておりますわけでございます。また、そういうことを通じてわが国の科学技術の振興をはかる。そういう意味からいいますと、この筑波研究学園都市に移転する各機関、文部省関係を除きますと、いずれも科学技術関係の研究でございます。

そういう意味におきまして、全般的な内容という意味では、非常に大きな関係を持つておるわけでありまして、首都圏整備委員会の長たる国務大臣が本来の主管の長でございますが、実体的な研究所の環境を整備しなければならぬ、またその

研究を推進するような町づくりでなければならぬ、そういう実体につきましては、大いに私どものところで研究をいたしまして、そしてまた意を首都圏整備委員会の内部において反映してもらつて、そして科学技術の振興につとめなければならぬ、こういう覚悟で当たつておるわけでございます。先生御承知のように、ソビエトあたりでノボシビルスクの郊外に非常に大きなアカジエムガラドック、すなわち研究学園都市を建設しておる。これを私も実は最近視察してまいりました。やはりこういう覚悟でやらなければならぬというところで、科学技術振興のために、私どもとして鋭意研究をいたしまして、これを反映していきたいと思つておる次第でございます。

○葉梨委員 長官のお話のとおり、ぜひ強力に推進していただきたいと思ひます。特に、ソビエトでもフランスでもアメリカでも、いろいろなお手本があるわけでございますから、ひとつ権限を十分に發揮して推進をしていただきたいと思ひます。

そこで、具体的に無機材料研究所が今度移転するわけでございますが、この研究所の概要はどんなことをやっていらつしやるか、ひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○田中(好)政府委員 御説明申し上げます。無機材料研究所は、非金属の無機材料にかかわる超高度材料及びこれに類する材質の創製に関する研究というふうになっておまして、四十一年の四月に設立されたわけでございます。

ちよつと内容がむずかしいと思ひますので、多少御説明させていただきますと、一般に有機、無機という物質がございまして、その無機の中で金属の分と非金属の分がございまして、この研究所は非金属の無機を扱つておるものでございまして。中身といたしましては、セラミックのようなもの、あるいはガラス類のようなもの、こういうものを御想像願ひたいわけでございますが、こういうものを取り扱うわけでございます。ところが、最近電子工学あるいは宇宙工学、こういう

たものが発展してまいりまして、超磁気のものあるいは耐熱性の非常に強いもの、こういうものが要求されてまいりました。これに伴ひまして、いままでも忘れられておりました無機材料のものを研究して、これを提供するという役割をもつて創設されたものでございます。

したがって、この研究所は非常に広い分野の人を必要とするのでありまして、物理学、化学、鉱物学、窯業工学、応用化学、金属工学、電子、機械、こういった分野にわたりますので、従来の国立研究機関とやや趣を異にしまして、部課制等をとらずにグループ研究制度というものを持っておりますわけでございます。それから、グループだけでまともな研究もできない知識が足りない場合も考えられますので、その際は客員の研究員を使うということ、この制度も新しく組み入れられて、効果的に推進するといふ考え方でございまして、四十六年度現在で職員が百三十一名、うち研究職七十九名でございます。グループ数は十一グループということになっております。

○葉梨委員 お話を伺いますと新しい研究所でございますが、こういうような研究テーマの研究は世界でほかに行つておるところがありますか。また、まだ創立して五年ちよつとでございますが、いままでもどんな実績をあげておられるか、そこら辺について伺ひたいと思ひます。

○田中(好)政府委員 お答え申し上げます。まず世界的な情勢でございますけれども、この非金属無機材料に関する研究は、アメリカにおきましてはカーネギーの研究所、ドイツでは有名なマックス・プランクの研究協会でございます。こういうところで行なわれておりましたので、最近では、なおこれを一そう推進するために、アメリカにおきましては、マテリアル・サイエンス研究所というものが設けられて、ここが各一連の研究機関を全部自分の傘下に置きまして、これには州の大学などもございまして、こういうものを中心にしまして無機材料の研究が進んでおり

ます。それから、ドイツにおきましてはマックス・プランクの研究所が、内容的に申しますと珪酸塩研究所というのを持っておりますが、これが強力に無機材料の研究を推進しているという状況にございまして、またイギリスにおきましては国立物理研究所、フランスにおきましては科学研究所本部というところがこれに携わつております。いずれの国におきましても、先ほどちよつと触れましたように、研究分野が非常に多方面の人を要しますために、国立あるいはそれに準じた扱いでいままでも進んでおるわけです。

この中で成果としてあげましたのは、一つ申し上げますと、例のレーザーに使います結晶体のルビー、サファイアの類などがこれから生まれたわけでございます。あるいはちよつとさかのぼりますけれども、人工ダイヤモンドの合成などもその一つでございます。それからダイヤモンドを傷つけ得る唯一の人工合成物質としての窒化ボロンというふうなものもございまして。ちよつと一、二例をあげましたが、そういう状況でございます。どこの国も国立の研究機関が主体主体になつておるわけでございます。

そういう意味におきまして、当研究所におきましても鋭意金の金でやつておるわけでございますが、最近あげられました成果といたしましては、炭化珪素に関する研究でございます。これは先ほど申しましたように、高純度のもの、普通の純度ですと九〇％くらいが炭化珪素については普通の純度でございますが、高純度となりますと九九％、それから超高純度になりますと九九・九％ということでありまして、当研究所においては九九・九九・九九というところまでのものをつくりましたわけでございます。それから酸化ベリリウムにつきましても、高純度の粉末の調製に成功いたしました。耐熱材料、原子炉材料等にも利用が可能になつております。

さらに、この研究所で非常に大きな成果といたしましては、グレジットという名前の硫化鉄がございまして、これは新発見されたものでござい

して、この純度のいいグレジットというのは非常に高磁性を持つておるのでありますけれども、非常に残念なことに、空中にさらしますとすぐ酸化してしまふという欠点がございます。そういうものをいま鋭意研究している段階でございます。特許等も、現在六件とつていろいろ状況にございます。

○葉梨委員 いまお話しがありましたような優秀なすぐれた研究が、現在ございます東京都内の研究所で成果としてあげられたと思うのでございますが、新しく向こうへ移転されることによって施設としてはどの程度になるのか、規模がどの程度に広がるのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○田中(好)政府委員 現在、駒込におきましては、建物四千平米ぐらいでやっております。中の施設も、仮住まいでございますために十分なことになっておらないわけでございます。筑波移転に伴いまして、ただいまできています建物だけで申しまして、高圧力の特殊実験棟、それから研究本館がで上がりまして、合計で八千平米ぐらいになるわけでありまして、建物としては倍になるわけでありまして、こういう建物関係のほかに、高圧力特殊実験棟と申しますのは、気圧で申しますと二十万気圧という非常に高い気圧でございます。そういうものがもう現にできて運営されているわけでございますが、来年度におきましては高温合成棟も準備をしております。これは二千五百度ぐらいの温度のものを取り扱うようにしようというところで考えているわけでありまして、現在この高圧力、高温合成特殊実験棟、この二つが大体見込まれておりますけれども、これがで上がりまして、従来駒込のほうにございまして施設等を移転いたしますと、大体十分な研究が可能になる施設がで上がるわけでありまして、

ところで、現在、先ほど申しましたように、グループ研究制度をとっておりますが、十一グループでございます。そこで、その無機材質という材質をいろいろ当たってみますと、研究すべき項目

といたしまして種類が約三百種類ぐらいございまして、これを逐次重要度の高いものから研究をするわけでありまして、十一グループでは非常に心細いわけでありまして、なお四、五グループふやしまして、一定のグループ数に達したところまでとめたい、こういうふうな考えているわけでありまして、すなわち、研究は五年ぐらいやりますと大体グループの研究は片づきますので、逐次グループを編成がえして新しい研究のグループをつくつて、また新しい材質のほうに向かつていく、こういう考え方になっていくわけでございます。

○葉梨委員 新しい研究所が完成するのはいつごろでございますか。またそれに伴つて、いつごろ移転されるか。

○田中(好)政府委員 新しい研究所の移転のあれでございますが、先ほどお話しもございましたように、生活環境の關係も年内には移転可能な状況に整備される見通しになってまいりましたので、四十七年の一月から移転の準備にかかりまして、翌二月には大部分の移転を完了する予定になっておるわけでございます。

それから、全体としての構想が終わりますのは、まだ今後数年はかかるように思っておりますが、先ほど申しましたように、グループの数を現在の十一からせめて十五あるいはもうちょっとという程度にふやしますわけでありまして、急にふやしまして、先ほど申しましたような人材の確保というのがなかなかめんどろでございます。逐次いい人をうましく整備して持っていきたい、こう思っておりますので、やはり二、三年はどうしてもかかるのではないかと、こう思っております。

○葉梨委員 すでに移転を完了した機関もありまして、いすれにしましても、無機材質研究所の研究員は学園都市にバイオニアとして入るようなものでございまして、その生活環境につきましましては、首都圏整備委員会並びに科学技術庁におかれて十分に御配慮をお願いしたいということを、最後につけ加えまして私の質問を終わります。

○伊能委員長 木原実君。

○木原委員 設置法は、ただいまも葉梨委員からいろいろ詳細な質問がございました。私もいろいろ現地の模様などを見て、具体的に研究機関としての実質を備えているのかどうか、あるいは環境の整備がどの程度進んでいるのか、あるいはまた研究所の職員の皆さんが新しい環境のもとで研究の成果があげられるような、そういう状態になっているのかどうか観察をいたしました。その上であらためて問題等がありましたら、その時点でいろいろとたしたい、こういうふうに考えるわけでございます。

ただいまもお話しございましたように、この研究所の移転というのは、ある意味では新しい環境へのバイオニア的な役割で行くわけでございますから、それなりにいろいろな問題があるかと思ひます。したがって、当委員会として現地を視察をした上で若干の質問をしたい、こういう心組みでおりますので、きょうはこの機会に、科学技術庁の所管にかかわる二、三の問題についてお伺いをして、いろいろに考えるわけでございます。

実は私も、この委員会での夏、敦賀の日本原子力発電所の発電所を視察をしたことがございまして、何しろいろいろとございまして、現地へ参りましていろいろと懇切な説明を受けましたけれども、はつきり言ひましてたいへんりっぱにできているという印象を受けました。

ただその中で、この機会にたゞしておかなければならぬと思ひます二、三の点に気がついたわけでありまして、その第一は、あれだけの規模を持った原子力発電所ができておるわけでありまして、はたしてほんとうに安全性についてきちんとした協調がとれて、そしてこの稼働が行なわれているのかどうか、やはり率直に言ひまして大きな疑問が残つたわけでございます。そこで私も、参りましてそれらの点について若干調べるつもりでございますけれども、その前に、ともかくいま原子力発電のいろいろな計画

が、オーバーに言ひますとメジロ押しのように出ているというふうな聞いておるわけでありまして。そこで最初にお伺いしたいのですけれども、原子力発電所の現在の計画についてひとつお示しをいただきたいと思います。つまり、現在稼働しておるもの、あるいは建設中のもの、あるいはまた申請が出されているもの、それらに対して、これを所管する当局のほうとして大体どういう計画でいるのか、こういう概況のところをひとつお示しいただきたいと思ひます。

○成田政府委員 現在稼働しております原子力発電所は、日本原子力発電会社の東海発電所、それから日本原子力発電会社の敦賀発電所、関西電力の、福井県でございますが美浜一、二、三、四、五の五基、この四基でございます。この出力合計は百三十二万キロワットになっております。

それから、政府の許可を受けまして事業者が現在建設中のものが十基あります。これは東京電力の福島二、三、五、この三基が東電でございます。それから関西電力が、福井県的美浜二、三、高浜一、二、高浜二の三つでございます。それから中国電力の島根県島根発電所、東北電力の宮城県女川発電所、中部電力の浜岡発電所、九州電力の佐賀県の玄海発電所。合算しまして十基になっております。そしてその出力合計は約六百六十万キロワットになっております。

それから、現在申請中、電力会社から申請がありまして、いま原子力委員会等いろいろな安全等の審査をやっておりますのが四基ありまして、関西電力の大飯一、二、三、二基でございます。それから関西電力の美浜三、四、東京電力の福島四、五、四号が五号のあとになっておりますが、この四基でありまして、その出力合計が約四百四十万キロワットであります。

そして、これが将来どのくらいになるかという見当につきましては、現在原子力委員会に長期計画専門部会を設けまして、将来日本のエネルギー需要等を検討して、そして火力、水力等の供給力

との関連で原子力発電がどのくらい入るかという検討をいまやっております。まだ確定しておりませんが、大体昭和五十年ごろには九百万キロワットぐらいになるんじゃないか。それから昭和六十年の見通しとしては、これはどの地点にどのくらいという具体的な計画でなくて、非常にマクロ的な見当であります。約六千万キロワットぐらいに原子力が入る必要がある、そういう検討を目下原子力委員会専門家を集めてやっております。

○木原委員 もう一つ伺っておきたいのですけれども、コスト、経済性の問題です。いずれはコストが安くなるんだという新が伝わっております。それで原子力発電所計画をしていかなければならないんだ、建設をしていかなければならないんだ、こういうようなこともあったと思うのですが、実際にコストの計算はいろいろむずかしい問題があらうかと思うのですけれども、経済性についてはどうですか。たとえば、火力に比べてはたして原子力発電というのがコストが相対的に安くなるのかどうか、その見通しはどうですか。

○成田政府委員 現在、重油専焼で火力発電をする場合は、大体二四四十銭ぐらいの見当といわれております。これは重油専焼の場合でございます。ただ、御承知のように、OPECの攻勢等によつて原油がキロリットル当たり千円近く上がつてゐる。それから石油段階における脱硫設備のコストが、これもキロリットル当たり千円ぐらゐかる。あるいはそれをやらない場合は、電力会社が排煙脱硫を電力会社の発電段階でやらないといけません。これも非常にコストが高くなる予定であります。重油専焼いま二四四十銭という見当は、将来一割くらいあるいは二割近く、そういう点から高くなつていくのじゃないかという見当がされております。これに対して原子力発電がどのくらいかといいますと、現在申請が出てゐるものあるいは建設中のものを見ますと、平均しまして二四七十銭くらいで、いまの重油火力よりはかな

り高いという状態になってゐます。

ただ、原子力発電につきましては、現在、三十万とか六十万とか、そのくらいの具体的なスケールでありまして、これがいま申請中ですでに百万を突破したのもありまして、だんだんスケールが大きくなつていく、そういう意味から、将来重油専焼よりもさらに安くなる可能性が非常に強いということ、さっきの六千万キロワットという見当も、経済性が重油専焼に対して十分成り立つ、かえつて安くなる、スケールアップなり技術の進歩によつて安くなるという見当で計画ができております。ただ、原子力発電につきましても、いろいろ安全性が、環境問題、公害問題等で非常にきつて当然要請されておりますので、この点のコストアップというの将来考えていかなければならないが、その面から見ましても、重油専焼の場合の公害対策の費用よりもはるかに少ないコストアップの要因じゃないかというふうに考えております。

○木原委員 そうしますと、スケールアップをしていて、しかもある程度時間がかかるわけですね。たとえば十年とか十五年とか、その辺の見当はわからないけれども、いずれにしましても、経済性を上げていくためには、現況よりも、当然のことでしょうけれども、スケールアップをしていく。あるいはそのために、いまはともかくとして将来は安くなるということである、いまは少なくともコストはかなり高くなつてゐる、こういう解釈でよろしいですか。

○成田政府委員 現在は御指摘のとおり、二四七十銭と高い。それからスケールアップがだいぶ先かといえますと、そうではありませんで、現在、先ほど申しました関西電力の申請中の大飯、これはいろいろ地元の問題があるようでございすが、大飯発電所は百七十七万、非常に大きいスケールになっております。このコストも、会社側の説明によると、二四五十銭くらいというふうな見当になつておりますので、スケールアップによるコストダウンというのは遠からず実現されるという

ふうに見ております。

○木原委員 それは理屈からいまして、スケールアップすればそれだけコストは下がるというのことは、しろうとも考えられることなんですけれども、ただ、そこでも問題が一つ出てくると思うのですが、スケールアップをしていって、はたして安全性と調和するのかがどうか。それはいま、公害面の対策も環境の問題も、こうおっしゃいましたけれども、原子力発電の問題はいまやすぐれて安全の問題だと思ふのです。これで人類が破壊してしまふなら、いまのうちにやはりやめるにこしたことはない。しかも非常に未経験な分野だと思ふのです。いままでの技術的なことからいって、経験は乏しい。しかし、この経済性を追求していけば、どうしてもスケールアップをしていかなければならぬということに落ちつくでしょう。ある程度大型化していけば、経済的には確かに安くなる時期が来るにちがいないという判断ができるのですけれども、しかし、スケールアップをしていって、ほんとうに見通しとしてだいじょうぶだと言ひ切れるものがあるにせう、どうですか。

○成田政府委員 経済性を追求してまいりますと、大きいほうがいいということにもちろんなるわけでございますが、ただ、スケールアップにおのずから限界がありまして、もしも非常に大きな発電所をつくつて、故障でもあつて停電したら非常に影響するところが大きいというふうな、会社の供給構成全体からしておのずから限界があると思ひます。したがって、現在申請中のものが百万くらいのものでございまして、いまの供給、需要全体との関連等からおのずから限界があるものでありまして、そういう意味で、いま百万ですが、将来どこまでいくかというのは、経済性だけからの追求によつてきまるとは思ひません。

それから安全性の問題でございますが、われわれは設置の際から、日本の最高の権威者からなる原子炉安全専門審査会によりまして、立地条件がどうなつてゐるか、それから具体的な施設や設備

がどうで、安全性が十分確保されてゐるかどうか、非常に具体的に専門家に見てもらひまして、十分安全性が確認されて初めて許可をおろすというのをやっております。それから許可をおろしましてあとも、原子炉等規制法あるいは電気事業法等によりまして、工事の段階、運転の段階で厳重な規制を行つております。それから事業者側におきましても、国家試験に合格した専門家を原子炉主任技術者として任命して、運転、保安の最高責任をとらせてやっております。設置から運転まで常時安全確保第一ということをやっております。十分安全性は確保されてゐる。それからスケールアップになつたからといって、安全性が十分確保されない心配になるということとは全然なくて、むしろ単位当たりで見ると、スケールアップの場合の安全性というのはいかえつて進んでいる、確保されてゐるという状態で考えていいんじゃないかと思ひます。

ただ、福井県あたりで問題になつておりますのは、一つの炉型が非常に大きいという問題よりも、あの若狭湾周辺に非常に大きいものがたくさんできるといふところに地元の不安があるのではないかとふりかへておられます。

○木原委員 私も、型が大きくなつたからそれだけと言ひわけではございません。ただ、型が大きくなれば、排出するものも、あるいは万一の事故の場合に深刻さということも考慮に入れなくてはならぬということを申し上げたわけですが、しかも、これは私はしろうとでわかりませんけれども、いま使つてゐる軽水炉については、たとえばアメリカならアメリカで十四、五年の経験がある。しかし、大きくなつていったものについては、これはまた技術の分野が未経験ですね。可能性としてはいろいろ計算はなされてゐるでしょうけれども……だから、未知の分野に踏み込んでいくわけですから、それだけの慎重さがほしい、こういうことなんです。

長官に少し御見解を伺ひたいわけですが、あとで何がしか質問を通じて明らかにしたいと思ふの

ですけれども、御承知のように、いまもお話がありましたように、原子力発電について、ある意味ではもう押せ押せで来ておられます。これはかなりの雄大な構想を持っておられる。いいことならいいのですけれども、しかしながら、技術的にも、あるいはまた経験からいたしまして、安全との調和という問題についてはかなりの問題が残されている。あるいはまた、政府のほうで最高の權威の方を集めて、だいたいようぶだという認定をしてもらったということについても、学者の中から同じような問題について異論もあるわけですから、あるいはまた、アメリカなんかの事例等を多少調べてみても、やはり安全性を確認するについては幾つかの異なる見解がある。それだけにわれわれとしては、これは、原子力発電の時代に入っていく、そういう段階だと言われるのですけれども、それだけに非常に大きな一つの政策上の曲がりかどにきていると思うのです。曲がりかどにきているという意味は、原子力発電を大きな構想で進めていくというあれがあって、そうして安全性の問題を対比して考えてみますと、残念ながら同じ学者の中にさまざまな意見があるわけなんです。そうなりますと、しろうとのわれわれ、特に政治的な判断を迫られるわれわれといたしましては、ともかく結論としては、相当慎重に、あるいは時間を急がない、こういうことのほうがあるいは国民のためになるのではないのか、こういう考えを持つように私はなつたのですけれども、その辺についての長官の御見解をひとつ承けておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○平泉國務大臣 一つは、わが国のエネルギー供給、こういう点からいいますと、電力の需要はますます高まってきておるわけでありまして、家庭的なエネルギーといたしましては、すでに環境問題、そういう点から申しまして、電気は非常にきれいなエネルギーだ、こういうことで需要は非常に伸びてくるだろう。また、わが国の現在の一人当たりの電力消費量からいっても、現在のアメリカの消費量のまだ半分段階でございまして、

これは、これまたいまの二倍程度に伸びるということは十分予測される。もつと伸びるのではないのか。こういうことから考えますと、エネルギーの需要というのはどうしても確保しなければならぬ。ところがその実態は、電力ということになった場合、現在すでに大部分が石油火力によっておるわけでありまして、これは石油供給のサイドから申しましてかなりの問題がある。備蓄の点でもかなりの大きい問題を生ずる。こういう点から、原子力発電というものは、ウランですと非常に少量でありながら大量に発電することができるといふ点からいいますと、純国産の燃料ソースである。それからまた、いまのコストの問題もありまして、また環境汚染の問題、そういういろいろな観点から考えまして、原子力というものが非常に脚光を浴びておる。そして先生がいとお話になりましたように、原子力に対して各電力会社が非常に大きな計画を立ててきておるわけでありまして、

ところで、私もともかくいたしましては、原子力そのものの安全性という点に關しまして、従来から非常に研究を進めており、またそれに基つて行政指導を行なつておるわけでありまして、原子力の安全性という点につきましては、原子力委員会の中でも原子力の安全性に関する特別な委員会を常設いたしましたしてやつておる。炉の形そのものについての安全性の研究ということも、今後もどんどん進めなければならぬということに大きな主眼を置いておられます。

それから第二番目には環境対策でございまして、これは先生ただいま御指摘のように、この約一年間くらいに間にたいへん大きな人心の変化がございまして、関心が非常に盛り上がつてきておる。そこで、これは単なる心理的な問題のほかに、実際わが国のような超過密な地域において、原子力発電地帯がある地域にかなり集中する現象が起つてきておるわけでありまして、ここに私は、単なる技術的な問題を越えた政治的な問題がかなり介在してくる余地がある。そこで、これは心理的な現実そのものもたいへん大きな現実であります

が、そういういたしたものややはり地域の住民の皆さまに納得していただくような、あらゆる方策を同時に講じていかなければならない。技術的な研究が第一である。そのほか、地域全体に良好な環境だという印象を与える、これが非常に大事なことじゃないかと思うのであります。ことに、最近非常に計画が伸びてきておる、また環境意識が非常に高まってきておる、またある地域に集中する、この三つの点を重ね合わせまして、私もいたしましては、原子力発電集中地帯、こういう概念をひとつ行政の中に導入して、そして、あるかなり限られた地域の中に、かりに言えば、一千万キロワットをこえるような発電計画が想定される地域。現実には福井県の若狭湾沿岸一帯の地域であります。そのほかには、将来にわたつて、福島県、それから新潟県の柏崎地域、こういうところがお見されるので、さしあたって福井県の若狭湾地帯を主要な目途といたしまして、この地域に、一体的な、総合的な政府としての施策を講ずべきではないか。この手だてを事務局に鋭意研究させまして、年内に結論を出す、こういうことをいま指示をいたしておるのでございます。

○木原委員 長官のおっしゃいました、電力需要が伸びるテンポもたいへん早い、あるいはまた重油等の使用等についても限界がある、そのことは私も理解ができるわけなんです。しかしながら、原子力の問題については未知の分野がまだかなりあるのではないかと。つまり学者の意見も分かれています。これは、私も、専門家の意見を聞きまして判定ができる立場じゃございませぬが、しかしながら、政治的に考えてみますと、それぞれ權威ある学者の中で、一つの安全性の問題について見解が分かれる、そういう状態が続いておるわけでありまして、いろいろなデータが、私どもが散見しました範囲の中でもあるわけなんです。しかも、放射能の被害という問題については、一部では何か原子力アレルギーにかかっている日本人というふうなこともありませうけれども、しかし、アレルギーを受けるような立場に置かれたこ

とも事実なんですから、ともかくやはり慎重にも慎重を期しませんと、かりにも權威ある学者の中で意見が分かれているというふうな状態については、行政的には結論を急がないというところが先行しなければならぬと思ひます。だから、電力の需要を満たしたわ、しかし、はからざる汚染を受けたということになれば、これは少なくともその判断を下して、かりに発電所の認可をした――長官の御所管ではございませぬけれども、通産大臣なら通産大臣が認可をかりにしたというところになれば、万一将来にわたつて不測の事故等が起つた場合には、さかのぼつてやはり責任が追及されるというぐらゐの、そういうきびしい姿勢を行政の上ではとつてほしいと思ひます。いままでの通例ですと、大臣がおやめになる、何代か先の大臣の時代になりますから、その大臣はあるいは責任をお感じになるかも知れませぬけれども、認可した当時の行政的な責任者は、必ずしも責任を問われないような仕組みになっております。しかし、異論があつても行政的に判断してはいじやうぶだ、こういうことで御認可になるならば、やはり認可したときの責任者が、将来事故が起つた場合にはさかのぼつて責任を負うぐらゐのきびしい責任体制を明らかにした上で結論を出すべきではないのか、こういうことを実は痛感するわけでありまして、これは行政上の責任だけでなく、政治の場にある者も責任を感じなくてはなりません。原子力の問題は、ある程度たくさん経験が蓄積され、技術的にも多くのことが解明されておるといふならば、不測の事故ということにもなるかも知れませぬ。しかし、予見されない事故というものが将来にわたつて残されたままに、いづれにしても認可しなければならぬ立場だと思ひます、認可するとは、ですから、おっしゃつたように、年内に結論を出すというふうな御意向がかりにあるとすれば、まずそういう責任体制を明らかにした上で判断を下されるのがしるべきではないのか。それぐらゐにこの問題は重要視して考えたいと私は思つておるのですが、いかがで

しよう。

○平泉国務大臣 原子炉の安全につきましては、原子力委員会が決定をいたすわけでありまして、その責任は当然原子力委員長にあるわけでありまして。その意味におきまして私でございまして。他の所管ではございせん。その意味におきまして、もちろん政府といたしまして、原子力委員会における決定というものは、最終的な決定といたしまして十分責任をとる所存でございまして。

○木原委員 この責任論は、いずれにいたしましても、従来行政上の責任というものは、たとえ最近になっていろいろ頻発してきております他の公害等についても、最終的な責任を必ずしも明らかにされておられません。当該企業が責任を持つ問題についてもなお異論があるような始末なんです。しかしながら、いまの原子力発電計画のテンポを見ますと、まさに試験期から本格的な操業の段階に、ある意味ではやみくもに突っ込んでいくような感じが私にはするわけでありまして。そういう雄大な構想をお持ちになるわけですけれども、繰り返すようですが、未知の分野、未経験の分野、あるいは異論の残された分野、そういうものがあるだけに私はこの判断には慎重を期してほしい、こういう趣旨を申し上げたわけなんです。

私も数回に参りまして、そこで説明を聞いたわけですが、たとえば例の廃棄物の処理、こういう問題についても実は問題が残されているのです。これはひとつ政府なり議会のほうなりで何とか対処していただきたいと、現地の会社の責任者の方は申し出ておりました。聞きますと、あそこにはドラムかんに詰めたやつを四千本ばかり入れる廃棄物の格納庫がつくってある。すでに千二百本廃棄物が一年余りの稼働の中で出ておるといふのです。これはしろうとにもわかることなんでしょう。しりの始末ができていないのに何で仕事を始めたのだと言います。専門委員会の中ではいろいろ御議論があったかも知れませんが、いづれにわかれにとりましては、何というばかなことをしているんだ。行きました委員一同は、なるほど

これはたいへんなことだ、こういうふうに感じたわけなのですが、その辺のことはどうなっているのですか。

○成田政府委員 確かに原子力発電に伴う固体廃棄物、これは放射能の濃度が高いのでありますので、非常に安全な形でドラムかんに入れ、セメントによる固化をはかっているわけですが、セメントによる固化は保管しておるわけでございまして。当分は各発電所の廃棄物置き場で保管して十分いけるのでありますが、将来、昭和六十年ごろになると、これが三十万本とか非常に多くなつて、これをどうするかという問題は確かに大きな問題でございまして。

それで、原子力局に原子力発電の固体廃棄物の処理検討会というのを設けてまして、二年ぐらいかかっている学者に検討してもらつておりまして。五、六千メートルという非常に深いところへ海洋投棄する、これはヨーロッパでもいろいろ検討をやつておりました。日本でもそういう方法で、ただこれは、いまだ捨て方十分であるかどうか、海流の調査とか、魚の調査とか、あるいはプランクトンの調査とか、海洋のいろいろな事前調査を来年度予算から予算をとつてやる予定になっております。それからもう一つは、アメリカとかあるいはヨーロッパ諸国との国際協力によつて、これは日本だけでなくヨーロッパ—アメリカやカナダは国土が非常に広くて、あるいはそういう場所があるかも知れませんが、ヨーロッパ諸国も同じような問題に取り組んでおりまして、そういう国際機関による検討等も十分やつて、そして、安全な形で処理するという検討を、日本も、あるいは国際協力におきましてもやることになっております。ただ、ここしばらくは、そういう固化して発電所の敷地内に置くということでも推移できますが、将来の問題としましては、そういう大きな問題があることは確かでございます。

○木原委員 もうまことにあいまいでございまして、たとえば一つは、それじゃ海洋投棄のことを調査をし研究しておることでございますけれども、海洋投棄、かりに公海上の深いところへ沈めるといふことになると、これは国際的に協調が得られる問題なわけです、見通しとしては、海洋投棄を禁止したいというような動きもあるようでありまして、あれにつきましても、あれは再処理工場等から出る非常に濃度の高い、発電所よりもっと高いものを禁止しようじゃないかという動きがあるものであります、発電所から出る中レベルぐらいのものは対象になっておらないと思ひます。それから、国際的な原子力機関のIAEAという機関がありますが、海洋投棄した場合のIAEAによる国際登録制度の提案もなされておりました、これは原子力発電をやつておる先進国の間で国際的に話し合いがつく問題だと考えております。

○木原委員 原子力発電所を持つ国というのは幾つもございますね。数カ国。公海上へ捨てるわけですから、これはかりに原子力発電所を持つ国々の間で協議ができたにしましても、公海上の問題については、同じような海にいつての利害関係を持つたたくさんの国があるわけですから、そういうところからいふべき機関その他を通じて異論が出た場合なんのかことは考えられませんか。

○成田政府委員 現在、原子力発電をやつておる国は十カ国ぐらゐであります、将来は数十カ国になるのじゃないかと思ひます。ただ、発電所をやつておる国がみんな海洋投棄にいくかといふと、そうじゃありません、広い国土を持つている国は陸上処分といふことも考えておるようでありまして、その点は一がいには言えないのであります、われわれは、ヨーロッパ諸国等では現に試験投棄をやつておるのであります、そういう国との関係で、問題がない、捨てても将来永久にわたつて放射能が放出される危険がないということが科学的に実証され、また技術の進歩によつてそういうやり方も当然開発される、まずその技

術の開発が先進国の間で十分行なわれて必ずや解決がつくのじゃないかというふうに考えております。

それから、先ほど、日本は海洋投棄だけを考へておるようであるといふことも研究して、来年度予算でも検討しております。ただ、アメリカやカナダ等は岩塩の層の中に入るとか、いろいろ実地をやつておりますが、日本のような国土の狭いところではたして陸上処分が考えられるかどうか、これはもうちょっと検討してみないといふかと思ひております。

それから、廃棄物をただ捨てるだけでなく、これをむしろ有効に使う方法がないかという検討もいま行なわれ、また国土を非常に広く持つておる国からは、日本でそういう廃棄物で悩んだら自分のところへ持つてきて有効利用するとか、また具体的な話し合いがございせんが、そういう話し合いも起きていることは確かでございます。ただこれも、運賃の問題とかいろいろ経済上の問題もありまして、そういう点もいろいろまた今後具体的に検討してみたいと思つております。

○木原委員 すでに少なくとも幾つかの発電所が動いているわけですが、廃棄物がたまるテンポはかなり早いと思ひます。ですから、私どもとしては、ともかくやはり処理の問題については急がなくてはならぬと思ひます。

それから、お話しによりますと、海洋投棄も考へ、あるいはまた再処理のことも考へ、あるいはまた陸上で処理をすることも考へていこう、こういうことだと思ひます。あるいはまた、技術的な進歩に期待をするという御発言もございましたが、いづれにいたしましても、総合して考えますと、この問題につきましては、こゝ一、二年ではなかなかあかぬ、そういうことでございまして、あるいはまた、廃棄物処理はこれでいいじやうぶでございましてと言へるの、いづれにわかれにございまして。

○成田政府委員 廃棄物の処理の基礎的な調査

は、三年計画で今後考えたいというふうに思っております。

それから、原子力発電所の構内でドラムかんに入れてためておいても、これは数年間は全然問題ないものでありまして、そういう意味で、研究開発と並行して解決する時期は遠からず参るというふうに考えております。

○本原委員 長官、お聞きのようなことなんですけれども、これは腰だめですね。これでだいたいぶんどって国民を納得させることはできるでしょうか。

○平泉国務大臣 非常に重要な問題の御指摘なんです。私もこの問題につきまして、原子力委員会の中に特別な研究部会を設けておりまして、鋭意技術的な検討、そしてさらに国際的な視野からの検討、こういうものを含めまして十分検討させております。現在建設中のものにつきましては、現在のやり方でそれはもう十分目途が立つ。ただ、いまおっしゃいますように、たいへんな建設計画があるわけでありまして、早急にやらなければならぬ、こういうことで、実は先般、私ジュネーブの原子力利用世界会議、国連の会議でありましたが、そこに日本代表として参りました際の私の演説におきまして、わが国は国土が狭小である、そういう観点からも、この原子力関係の廃棄物の処理について国際的な協力というものをぜひやってもらいたいというのを正式に申し出ておるわけでありまして、この問題につきまして、やはり国際的な協力が一番いい方法ではないか。と申しますのは、広い地域を持つておる国土のある国があるわけでございます。そういうところで、たとえば古い岩塩鉱のあと地などにこれを十分密閉するという方式が考えられておる。こういうふうなこともわれわれ利用させてもらいたい、こういう内容になるわけでありまして、こういう点につきまして、早急に検討と交渉をいたしたいと思っております。

○成田政府委員 発電所から出ますところのガスとかあるいは液体によって、非常にレベルの低い放射能のものが出るわけでございますが、これにつきまして、人間の永久にわたっての健康に害のない限度というものは、国際的な放射線防護委員会、ICRPといっておりますが、国際的な基準が勧告されておまして、日本の法律も、それによって規制法あるいは障害防止法等の法律で規制がなされております。現在、電力会社の保安規定、許可にあたりましての保安規定によって十分安全が確保されておるかというのを見ておりますが、保安規定におきましては、その国際的な最高権威の機関であるICRPの勧告の十分の一の量まで押えて、それ以下に押えろという法的規制をやっております。現在、実際発電所から出ている液体等のレベルを見ますと、そのICRPの大体五十分の一以下ぐらいに行政指導等によって押えられておりますので、これが、安全機器の開発とか、あるいはいろいろな技術の進歩によって、さらにどんどん下げていく努力をわれわれは——これは、国際的な基準以下だからいいという安心した考えではなくて、十分の一からさらに下げていく努力は、今後も当然続けていくべき問題だと思っております。

○成田政府委員 発電所から出ますところのガスとかあるいは液体によって、非常にレベルの低い放射能のものが出るわけでございますが、これにつきまして、人間の永久にわたっての健康に害のない限度というものは、国際的な放射線防護委員会、ICRPといっておりますが、国際的な基準が勧告されておまして、日本の法律も、それによって規制法あるいは障害防止法等の法律で規制がなされております。現在、電力会社の保安規定、許可にあたりましての保安規定によって十分安全が確保されておるかというのを見ておりますが、保安規定におきましては、その国際的な最高権威の機関であるICRPの勧告の十分の一の量まで押えて、それ以下に押えろという法的規制をやっております。現在、実際発電所から出ている液体等のレベルを見ますと、そのICRPの大体五十分の一以下ぐらいに行政指導等によって押えられておりますので、これが、安全機器の開発とか、あるいはいろいろな技術の進歩によって、さらにどんどん下げていく努力をわれわれは——これは、国際的な基準以下だからいいという安心した考えではなくて、十分の一からさらに下げていく努力は、今後も当然続けていくべき問題だと思っております。

○成田政府委員 敦賀発電所においてムラサキガイにコバルト六〇が検出されて、その濃度が一ピコキュリーだといいますが、これは事実でございます。ただ、一ピコキュリーというのは一兆分の一キュリーでありまして、レベルとしては非常に少ない単位でございます。したがって、これをいろいろな二百グラムずつ一年間食べても、許容量の千分の一にとどまるといふ計算も出るわけでありまして、放射線物質は拡散、希釈されて許容値をはるかに下回る値となる、こういう御説明のある資料を拝見したわけなんです。そうだとすると私も思っておったのですが、さらに調べてみますと、同じ敦賀の湾内で、御承知のように、水産庁の調査によりまして、稼働して三月目ぐらいに、排水口から約二キロ離れた地点で採取したムラサキガイから、一グラム当たりコバルト六〇が一・〇ピコキュリー検出された、こういうような事実が報告されているわけなんです。この報告はまことにゴリッぱな、きれいな報告なんです。この報告から、それでしよるね、なかなか施設もいいし、風景もいいし、海の水はきれいなんですという話になるのですが、しかし他の資料を見ますと、稼働して三月目目にこれだけの濃度のあるものがとられている。そうなりますと、これは基準の問題もさることながら、たとえばあそこ湾内の流れが非常にゆるやかであるとか、あるいはまた、微量のものが海に流れても、それを摂取した動植物がからだの中でさらに濃縮するといふような作用。私どもはしよるうとよくわかりませんが、そういうような相乗作用でそういうものが起こってくる可能性があるといふことになりまして、これはまあ必ずしも基準の問題だけの問題ではございませんけれども、ともかく微量のものが出て、何かの自然環境やその場合のいろいろな状況によって、やはりたいへんな危害、災厄を及ぼす可能性があるのではないかと。私はこの説明を聞き、他の資料を見まして、その辺がどうしてもわからない。どんなふうに解釈したらいいんでしよるか。

が、ただ、非常に少なく問題にならないというふうに考えられるレベルであつても、これが住民とかに与える感情的な影響を考えると、そういうことはないほうが望ましいので、そういうことのないようにいろいろ研究させておりました、その後の調査によつては、敦賀発電所においても、コバルト六〇がムラサキガイ等の指標生物に検出されるということはない状態になっております。運転開始直後の時期においてムラサキガイに検出があつたというのは、地元対策上も非常に残念に考へておりますが、その後出ておらないという状態になっております。

○木原委員 先ほど、これからのスケールアップの問題について長官もちょっとおっしゃいました。これからの問題は、非常に過密のところにできていくので、人口に比べて不測の問題も出るのではないかと、実はこの辺に問題があるんだ、こういう趣旨の御答弁がございました。私は一つ心配いたしますのは、ともかく長官が、これから地域にできるだけ集中をしていきたい、こういう御発言もございました。一方でスケールが大きくなつていき、そして一カ所に何本かの原子炉が集中をしていくという方向、そうならば、安全という面から見れば、いま非常に微量なものが目に見つかったんだ、こういうことなんです、量はまだ質に転化をするということもあり得ると思ふのです。なるべく人畜の影響の少ないところに、僻遠のところに集中をしていてやろうというのはいくつかのアイデアかと思ひますけれども、しかし、一方でスケールが大きくなり、一方で集中をしていくということになりますと、もうその地帯はある意味では汚染地帯になる、こういうふうにも解釈せざるを得ないのですが、その辺についての何か技術的な見通しみたいなのがおありなんでしょうか。

○平泉国務大臣 ちょっと先生が誤解しておられるので……。集中していきたいという方針じゃないのでございませう。集中する可能性が見えておる。これは現実に電力会社のやり方といたしまして

て、現状の送電技術や送電コストとか、あるいはいろいろな立地対策上の問題、実際に土地がアベラブルな地域、そういう現実上の問題として若狭湾地域にかなり集中する計画が、関西電力、実際の名前をあげればそういうところであるとわれわれは承知いたしておるわけです。

そういう地域に対して、われわれとしましては、炉自身の安全の問題というほかに、全体がそういうふうになり集中するというのであれば、それぞれの基準についても、アッシュの排出の問題、そういう技術開発の問題について、ほかよりも相当密度を濃くして考えなければならぬという意味の行政指導をする、また審査を行なり、また先方に對して要望をするということが一つ。他方、国といたしましては、そういう地域に対するモニタリングのシステム。現在のモニタリングといふのは、先生、現実に現地をのぞらんになって御承知と思ひますが、各事業者がモニタリングをやります、その内容をわれわれが通報を受ける、こういうシステムになっておるわけでありませう。それを、こういう地域については国が直轄したモニタリングを特にやる必要がないだろうか、こういう問題もいま研究しておる、こういう趣旨でございませう。

○木原委員 いろいろしつうとで心配しだしたら切りがないのですけれども、むしろ教えていたのだきと思ふのですが、私の申し上げたかったことは、いままでの基準は基準でもいけれども、あるいは基準を下げていくという御努力の方向は望ましいわけなんですけれども、なかなか基準どおりにいかない。たとえば集中をした場合には、やはりいままでとも、量は質に転化をするというふうなことで、いろいろな違ったケースのものが出てくる可能性がある。だからその辺については、やはりきちんとした、ともかく下げていくという努力を行政指導としてやるのだ、こういう御発言だったので、これはひとつ、むしろ個々のケースについて基準を定めていくぐらいな、たとえばあるところでは、海に放流したものの

が、水の流れがよいものですから拡散をした、しかしある湾では、たいへん水流がゆるやかなものですから滞留するものが高いとか、いろいろ場所によつて状況が違ふと思ふのです。だから、基準の設定についても、事が重大な問題ですから、一律のやり方ではなくて、個々のケースについて、ここはこれだけと、こういうふうな基準を示しながら行政指導をしていく、こういう努力が私は望ましいと思ふのですが、どうでしょうか。

○成田政府委員 安全審査におきましても、個々の具体的な地点の具体的な炉について審査をやつておりました、一がいな取り扱いはしておらないのでありますが、特に若狭湾のごとく、いままでさへ申し受け分を入れると八百万キロワットに近く、また将来もふえるというふうな、しかもあつては外洋型ではなくて内湾型でありますので、そういう懸念も当然最も強く考えないといけない。そういう意味で、まだ研究開発の段階であります、加圧水型の場合の炉については減水タンクをつくる、あるいは沸騰水型の場合はチャコールベッドという施設をつくる。これは試験的に実施しているところもありませう、これによりますとさらに十分の一ぐらゐ放出濃度が下がるということになって、実験的な実施もやっておりますが、そういう機器装置の開発等も、非常に集中する地域については、技術開発の結果を待つて考慮していく方向で考えたい。具体的な地域の問題として考へていきたいと思つております。

○木原委員 話が飛び飛びになりますけれども、大体原子炉の償却といふんです、限界というものは、政府としてはどれくらいに考へていらつしやるのですか。

○成田政府委員 法定の耐用年数というのは十五年になつております。しかし実際は、いろいろな補修を加へまして、二十年あるいは三十年と当然使へると思ひます。

○木原委員 企業の側の話ですと、もっと早くに償却をしたいというふうな意向があるようにも聞いておりますし、しかし十五、六年から二十年く

らいまでではないか、こういうふうな話を私ども実は聞いていたわけなんです。それで、三十年というの、局長のおことばですけれども、実は私はあまり聞いたことがなかつたのですが、いずれにしても十五年という法定の基準があるわけですが、そのあとはどうなるのですか。現地に参りますと、公園のようにりっぱなところないへんスマートな工場が建つてゐるのです。しかし十五年たつたら、そのあとはどうなるのですか。

○成田政府委員 まだ、世界各国見ても、原子力発電の耐用年数が過ぎたという炉がないので、あとどうなるかというの、具体的にははつきり言えないのでありますが、おそらく、非常に広い構内をとつておられますので、その構内には新しい発電所を、新しい炉をつくるというふうな形で利用していくことが当然考えられると思ひます。

それから、二十年後に炉が寿命が来まして廃棄した場合に、放射能関係がどうなるかといふのは、これはまあ世界的にどこもまだ実現してないものであります、われわれはそういう場合も考へまして、ちやうど原子力研究所、東海JRR1という使用をやめた炉がありますので、これを使って、実際どういふ放射能状況になるかといふ点も科学的に研究をさせていきたいと思つております。

○木原委員 これも廃棄物と同じで、先の見通しはないわけなんです。いろいろな企業のほうの話をお聞きすると、こわすということになれば、新しくつくるよりもよほど高いものにつく。結局、雨ざらしにするということだと思ふのです。幸いにして敷地がたかさんあるところは新しくいいのですが、どうでしょうか、その辺は。先のことです、何となく言へませんが、しかし、いづれにいたしましても、十何年間たちますと、それを廃棄する、あるいはそれをどういふふうに使つか、あるいはそこに残される放射能の問題はどうなるのか、こういうふうな問題が起ると思ふのです。原子力発電が来て道路をつけてくれたり、確かにいろいろなことをやってくれてはいますけれ

ども、それで地域が発展するということは、成田空港と同じで、これは地元は迷惑をこうむる、こういうことだと思ふのです。ただ、それについて確たる見通しがいまは立ちにくい、そういうような問題だと私は思ふのです。

だからこれは、私の申し上げたかったことは、廃棄物処理と同じように、そういう問題もあるから認可をあまり急がないで、とにかくここ三年、五年は、もう少しでできてしまったものを十分に試験台にして、そして先の見通しがついたところで計画を進めていったらどうか。革新の私が言うのはおかしいですけども、漸進主義でこの種のことばやっても、少しも国民から恨まれることはないのじゃないか。これは私は、政治の場にある者としてそういう判断をしているのですが、これは長官、どうでしょう。

○平泉国務大臣 非常にごもっともなお話でございまして、私も、原子力発電というものが新しいものであつてはならぬ。とにかく、新しいものはいかにもかつこうがいい、こういうふうな風潮に流されてはいかぬ。あくまでもわが国は狭小な国土であります。世界最高の過密国家であります。そういう意味におきまして、わが国における環境問題は、ほかの国、イギリス、ドイツのような世界的に過密な国家と比べても、私のところで計算をいたしますと、イギリスの四倍の人口密度になるわけでございます。そういう点を十分踏まえて、わが国がいかに過密な状態であるかという点を国際的にも十分認識してもらひまして、そういう中で原子力につきましても、決してただ新しがりで急ぐべきだという観点に立たない、十分安全性を認識し、環境の問題、ことにわが国の特殊な条件というものを十分理解いたしまして、そして住民の納得、国民の保健という点から万遺憾なきを期してまいりたいと思ふ次第でございます。

○木原委員 あまり時間をとつて申しわけありませんが、もう一、二伺わせていただきたいと思ひます。

あの現場で働いておる日本の技術者の技術水準は、最近非常に高くなつた、実はこういう話を現地で聞きました。これは私もにとつてはたいへん喜ばしいことなんです。しかしながら、発電所で働いておる人たちがいろいろな形で被曝をうける、放射線を浴びるわけですが、この許容量について一応の基準があるわけですね。私の聞いた範囲では、三カ月で三レム、年間五レムというふうに聞いているのですが、間違ひありませんでしょうか。

○成田政府委員 そのとおりでございます。

○木原委員 私、算術しかできませんから、算術計算いたしますと、大体、二十歳から五十歳まで働いてかりにこの許容範囲の中の被曝をいたしますと、三十年間で一五〇レムになる。こういう計算でまいりますと、あるアメリカのガン発生率の資料などに照らし合わせてみますと、大体この一五〇レムを三十年間に受けたとすると、ガンの発生率が一五〇％ないし三〇〇％程度増加をする、発ガン率が二・五倍ないし四倍になるのではないかと、こういう計算もできるのですが、この許容の限度、これをせめていまの許容量からもう思い切つて百分の一ぐらひに下げるといふような方向は出ないものでしょうか。

○成田政府委員 この三カ月三レム等の基準は、先ほど言いました国際的な放射線防護委員会、ICRPの勧告の基準そのものを使つて行なわれまして、これ以下であれば三十年間その同じ仕事をしておつても、生命、健康等は影響を受けない、だいたいふふであるという限度として設定されておるものであります。しかし、先ほど言いましたように、これでもいいという問題でなくて、やはり少なれば少ないほうがいいのでありまして、実際、発電所とかあるいは研究所の従業員、放射能管理につきましても、これ以下に極力下げるような指導をやつています。

○木原委員 未知の分野が多いだけに、さらに医学的にも、あるいはまた他の科学の分野の中でも、いろいろデータがこれから出てくるんだらう

と思ひます。ですから、国際的にとおっしゃつて、それに準拠してこういう基準をきめることは、一応の目安としてわかります。ですから、おっしゃいますように、努力の方向としては、事あるごとに下げる方向にやつてもらいたいと思ふのです。事人命に關するわけですから、しかも、有能な技術者たちがそのために生命を失つていくということなんです。そのためにコストの問題は聞かざるべきではない、こう考えるわけですが、特にこの機会に指摘しておきたいのですけれども、それにしても、この放射線物質を扱う企業はでたらめ過ぎます。先般も、ちょうどこれは私の選挙区のことと恐縮でございますけれども、三井造船所で、御案内のように、何かその辺にころがつていたというところで、そこで働いていた従業員がやはり大量な被曝を受けて、四名の方は比較的軽くて済みましたけれども、一名の方は非常に重症だ、こういうようなことがあるわけですね。考えられないことなんです。一方で、どうも日本人は原子力アレルギーじゃないかというふうな風潮が開始しておる反面、企業なんかの中の管理や扱い方というものが、これはあまりにもずさん過ぎるわけですね。その辺については、これはおそろしくいろいろな行政指導をやつていらっしゃると思ふのですが、そういう状況が、これは幾ら行政指導がきちんとしておつたとしても、企業の中には間々見られるわけですが、事故はそういうところから起こるわけですね。そういう姿勢があるだけに、私も、やはり基準量の設定についてもきびしい上にもきびしくしていく、あるいは日本の企業環境というものを十分に考慮に入れながら、国際水準というものに必ずしもこだわらないで下げていってもらいたい、こう思ふのですが、この三井造船船のことはどうですか。

○成田政府委員 御指摘のとおり、非常に放射能の事故が最近起きて、われわれも非常に遺憾に思つております。それで原因を見ますと、これは

原子力の利用というのは非常にどんどん実用化になつてまいつて、作業員等の仕事のなれからくる油断といふものか、そういう点が非常に原因になつていふと思はれるのであります。原研の被曝事故あるいは中国エックス線の三井造船の構内における問題等も、そういう意味で、油断してミステイクをやるということのないように、うるさいほど安全教育の徹底をはかるというので、各発電所等の施設者あるいはRIを使つておる事業者等にも厳重な戒告を現にやつております。

それから、中国エックス線の問題につきましても、これは相當な重患者も出して、最近快方に向かつておるようでありまして、非常に重大なケースとわれわれは考えて、これは障害防止法違反でありますので、きょう、ちょうど午前十時から法律による聴聞をやつて、利害關係人を集めて相當な制裁、行政処分を行なう方針で聴聞を行なつております。そしてそれによつて、企業側、また一般的企業の社会的注意も喚起して、厳罰をもつて進むつもりでございます。

○木原委員 一言だけ。それを扱つておる従業員はなれからという発言がございました。そういう要素もたふんあると思ふのです。しかし、事の重大さから考えますと、やはり問題を、現場のそれを扱つておる人のなれだとか、その人の状態に置くべきじゃないと思ふのです。電車が衝突するといふも運転士が処罰の対象になるというのでは困るのです。ましてやこの種の放射線を扱うというものは、企業の責任でちゃんと扱う基準というものをきびしくしてやつておく。そういう背景や前提について追及をするという姿勢で、行政としては臨んでまいりたいのです。

それから、たくさんいろいろなことを勉強してきましたから、まだあるのですけれども、この辺で、長官もお急ぎのようですから、一つだけ最後に伺つておきます。大気の問題です。

これまた敦賀のことなのですが、私も、私どものところに参りました資料の中に、気体として空に飛ぶ敦賀の発電所の資料があるわけなのです。これに

よりまず、昭和四十四年十月から十二月の三カ月間に一〇一キュリー、四十五年一月から三月に三、七四三キュリー、四月から六月に七、七七六キュリー、七月から九月に三、四二一キュリー、十月から十二月に二、四一〇キュリー。したがって、四十五年ですべて約七万キュリーを放出している。そして四十五年の七月以降は大体年間一〇万キュリー以上の気体が出ているのではないのか、こういうような数字を、これは原子力発電所の資料でいただいておるわけなのです。

さて、これは価値判断の問題ですけれども、これは国民の生命にとりましてはたいへんな問題じゃないかと思うのです。私はこの数字を示されただけではよくわからないものですから、いろいろと調べてみました。そうしますとこういう事例にぶつかりました。アメリカの放射線物理学者のアネスト・スターリング教授の調査によりますと、ドレスデン原子力発電所、イリノイ州にある

そうですが、ここでも年間の放射性ガス放出量が一九六三年七万キュリーから、六四年五〇万キュリー、六五年六十一万キュリーと急増をした。その際、その周辺の乳児死亡率が六四年の二・四倍に増加をしたという。これは非常にむづかしいことなので、これ以上のことは申し上げませんけれども、いずれにしても、大量の放射性ガスが大気の中に広がったガスの影響が、具体的には、乳児死亡率、あるいはまたほかにもありますけれども、ガンの発生率に影響しておる、こういうことは事実があつてきたわけなのです。私は、それだけで価値判断ができるまだ立場ではございませんので、何とも申し上げられませんが、しかしながら、敦賀発電所一カ所につきましても、それだけのテンポで大気の中にガスが出つていて、いるというふうな問題については、どういふふう

に判断をしたらよろしいでしょうか。
○成田政府委員 敦賀発電所の放出量が、四十五年五万キュリーあるいは七万キュリーあったことは確かですが、ただこのキュリー数は、七万というにもかにも多いように見えますが、こ

れが住民に与える影響等計算してみますと、発電がなくても、自然放射能の変動の範囲内で、むしろ科学的には影響がほとんどないレベルのものとして解釈しております。ただ、これもなるだけ少ないほうがいいのでありまして、さつき言いましたように、現実に敦賀発電所もチャコールベッドの装置もつけて、その後ずつと下げさせております。

アメリカのドレスデン発電所の風下における乳児の死亡率がふえたという学者の説、これも一九六六年の死亡率だけを見ておりますが、その後見ますと、六七年から九年には乳児の死亡率は非常に減つておるといふデータも出ております。それから長い数年にわたる風の流れの統計を見ましても、問題の地点は、ドレスデン発電所の風下関係ではないというデータも出ておまして、その学者の言うように断定はできない問題だということが解明されております。

○木原委員 その資料について論争をしてもしょうがないことなんです。ただ、かなり広大なところも、たとえば年間一〇万キュリーという程度のものが出ますと、何がしかというよりも、ここではやはりはっきりと人体に影響して死亡率が高まる。風下の問題は、たとえば冬の期間の風下であるとか、いろいろ説があるようですが、これは私もこの場で判断できませんけれども、しかし、かりに敦賀一カ所でも年間一〇万キュリー前後のガスが放出されるということになると、人体の問題は考えなければならぬのではないかと、こういうふうに私は考えるわけなんです。

ただ、それについてもいろいろな手当てをするということなんです。一つ言えますことは、これはもう結論は一つなんですけれども、これについてもまだ技術的にも解明を要する問題が残されているのではないのか、こういう感じがするわけなんです。私も、ある学者の説だけを取り上げてこうだということも申し上げません。しかしながら、その学者の説もあるということもまた事実なんです。ですから、最後に長官のことをいいたきたかったわけなんですけれども、そしてまた繰

り返すよりですけれども、そういうふうな技術的にもなお未知の分野があるということは、これからいろいろの研究が進むにつれて、いままでわれわれが予測しなかつたような危害が人体に及ぶような、そういう医学上の知識等も出てくるのではないかと、そういう心配も一方ではあります。あるいはまた、いろいろ問題の安全を確保するものにするための技術開発も一方では進むでしょう。しかし他方では、やはり他の分野の技術開発等もこれからの学者の努力によって明らかになってくるのではないかと。こういう未知の分野がたゞさん残つておる、こういう結論に私は達せざるを得ないわけなんです。

したがって、もうこれ以上やしませんけれども、私も私がしろうとして気のついた範囲の中でちよつと調べてみましたが、そういうような問題が随所に残つておるような感じがするわけなんです。ですから、先ほど長官のおっしゃったように、一方で電力事情で非常に必要だ、しかも石油や重油の供給についても限界がある、そのことを中心にして相次いで原子力発電の計画を組上るのほせていく、稼働が始まるということになると、将来に禍根を残すのではないかと。人体に影響が出てくる、しまったと思つてしやうがないことなんです。これは他の過去の公害問題その他について立証されているわけなんです。BHCはだいたいじやうぶだといつて大量に使われて、そして人体に影響が出て初めて、これは禁止をするのだ、こういうことをこの十年間に繰り返してきたわけですから、ましてやこの影響力が一般的に見て大きいと思われ原子力の扱い方については、まず第一に慎重に、具体的には、私どもの提案として申し上げておきたいわけなんですけれども、少なくともいま稼働しているものを一つの大きな実験素材として考えて、これから認可をしていく問題については、ここ少なくとも三年なり五年なりの十分な研究期間を置いて、それから稼働を始めさせても決しておそくはないんじゃないのか、こういうふうに考えるわけなんです。長官はいらっしゃい

ませんけれども、ひとつ当局としての考え方をもう一度聞いて終わりたいと思います。

○成田政府委員 御指摘のとおり、原子力開発で安全性の追求というのは一番大きな問題であります。現在原子力予算五百億、これも五百億の予算というのには、直接、間接的には結局安全性の追求ということをごいまして、今後ますます安全性を、国際基準にマッチしているからいいという考えでなくて、先生のおっしゃる通りに、少なくとも少ないほど心配がないのでありますから、そういう点を十分追求していきたいと思つております。

それから、決してわれわれは、大臣がおっしゃったように、発電所を新しいものを追求してどんどんつくるという見地ではないのであります。安全性を十分に徹底的に調べて、そしてだじやうぶであるという確信が出て初めて許可しているという点を十分御承知願いたいと思つております。

それから農業等の問題も出ておりますが、石油とか、あるいは火力発電とか、あるいは農業等のほかの公害問題と原子力は違ふ。最初から公害の出ないような形で原子力法令等ができておまして、公害をなくするということ、無公害を目途として最初からやっておたというのが、ほかの部門と原子力と違ふところでもあります。ただ、何せ新しい分野でありますから、先生御指摘のようなことから研究すべき分野も多々ありますので、その点、原子力予算等も十分にとつておまして、安全性の追求を最大の政策目標としてやつていくというのが委員会の方針でもありますので、そういうふうに処置したいと思つております。

○木原委員 もうこれで終わりますけれども、佐藤総理でさえも言う失礼ですけれども、ともかく経済第一から人間のしあわせが第一の政策に切りかえてやつていくんだ、こういう御発言がたゞさん出るような時代に急速になつてきているわけなんです。ましてや原子力というのはある意味ではもろ刃の剣だと思つて、したがって、ひとつ行政の局としては、慎重の上にも慎重を期

して、必ずしも経済的な必要、要求に従って、そして何か事を急いだという、こういうそしりのないように配慮をいただきたいと思ひます。

では終わります。

○伊能委員長 鬼木勝利君。

○鬼木委員 朝来、皆さんもたいへんお疲れと思ひますけれども、少々お尋ねしたいと思ひます。

本会議が二時からというので、私の質問時間が途中で切斷されるようなことになると思ひますので、そうしますれば、本会議の後にまたおつき合ひをお願いしたいと、前もってその点、御了承願ひたいと思ひます。なお、長官がいま参議院のほうにおいででおるようでございますから、むろん長官にお尋ねしたいのでございますけれども、局長さん方が御答弁ができる範囲内においてひとつお願いをしたいと思ひます。

私は、本法案そのものに対して質問をいたす前に、先般、米國が内外の反対を押して、暴挙といわれまゝところの、アムチトカ島において地下核実験をいたしました。これは全世界の人々がひとしく非常にまゆをひそめておる問題でございます。しかも、史上最大の地下核実験であつて、かつて広島に投下された原爆二百五十発に相当するところの五メガトンの地下核実験を強行した。これに対して科学技術庁は、われわれ國民が安心するよう、あるいはその後の事態を、影響をどういふふう調査されたか、あるいは調査をいままさつておるのか、そういう点について詳細にひとつお話を承りたい。まず冒頭にそういうことをお尋ねしたいと思ひます。

○成田政府委員 アムチトカ島の地下核実験に關しまして、日本政府といたしまして、外務省を通じ三度にわたつて、公海自由の原則あるは人道上の立場から、やめてくれという抗議をしたことは御承知と思ひますが、科学技術庁としまして、この実験に対してどういふ措置をとつたかということをお答えしたいと思ひます。

これは、かねて前からいろいろ予定されてお

ましたので、ことしの六月五日と十一月二日の二回にわたりました。あらかじめ放射能対策本部幹事会、これは本部長が長官でありまして、幹事会の主査は原子力局長がやつておりますが、科学技術庁が中心となつて關係各省の担当官を集めた幹事会を招集しまして、放射能対策の諸問題を協議し、その結果、平常の監視体制で臨むという決定もしております。

それから十一月の六日、実験の前日でございますが、アメリカ政府に対して、外務省を通じまして実験後のアムチトカ島の付近の環境放射能がどうなつてゐるか、各種データを早急に日本側に提供するようにという要請を出した、申し入れをやつたわけでございます。

それからその他、アメリカ側のデータだけでは十分ではありませんので、たとえばカナダとか、あるいはその他英國、ソ連等の在外公館等も使ひまして、これに關する影響のデータを日本側に送るようという手続もとつております。

それから、そういうデータ等によつて、日本側の環境に影響があるというおそれが生じた場合には、放射能対策本部幹事会を招集して、海あるいは空の監視体制について緊急時の体制をとるようにするという申し合わせも行なつておりました。アメリカだけでなく、關係國のデータも科学技術庁に早急に集めて常時把握する、そして日本の本土に放射能關係の影響があると考えられる場合には、早急に海洋と空の監視体制について強い監視体制をとつていくという申し合わせを行なつております。

○鬼木委員 今回の核実験による海水汚染等に対する放射能の影響ですね。科学的データを、アメリカのみならずカナダあるいはイギリス等に請求した、そうして、もし日本本土にそういう影響があるという場合には、これに対して対策の委員会をつくるかというふうなことは、私は後手ではないかと思ひます。何のために科学技術庁があるのか。これは、米本土のネバダ実験場で行なわれた地下核実験で、環境の汚染というこ

とがたびたび問題になつて論議されておる。それはもう専門家のあなた方はよく御承知のことだと思ひます。影響が生じた場合にこれを研究するということでは、私は話はおかしいと思ひます。昨年の十一月の米原子力委員会の発表では、御承知のとおり、爆発の引き金に使われたところのプルトニウムがネバダ実験場から五十六キロのところで見つかった、その他ガス漏れなどはひんぱんに起きておる、こういうことを発表しておる。私は皆さん方のお考え方は少し手ぬるいと思ひます。幸い長官もお見えになつたから、その点をお聞きしたいのですが、長官も朝からたいへんお疲れでございますし、長官は、私が参議院時代から格別お引き立てにあつて、先生の御人格、お人となりもかねがね御尊敬申し上げております。新進氣鋭の先生が長官に御就任になつたことを心から喜んでおる一人でございます。卓越した先生のお考えでやつていただきたい。ごあいさつをかねて、こういうところで何だけれども……

ところが、どうも局長連中の答弁が、長官の御意思に沿つていないように思われる。先ほどからお話を聞いてみると、どうも抽象的で、木原先生の御質問に対しては、答弁のための答弁のようで、ただこゝでうまく言つておけば、それで通してもらへばいいというところでは、これは眞の國民のためにならない。もう少し的確にひとつ、あなた方はベテランだが、われわれはしろりとだから、よく納得するように願ひたい。いまの御答弁では私は承知できない。日本の本土に何かあるなと思つたら対策委員会をつくるなんて、とんでもない。いま一度この点を……

○成田政府委員 ちよつと誤解があつたようでございしますが、日本に影響があるおそれのある場合に対策本部をつくるという意味でなくて、対策本部というものは、中共の核実験等に關連しましてかねてからできておるわけでございます。そして、中共、あるいはフランス等の南太平洋の島の場合、あるいはアメリカの地下核実験の場合に、できておるところの対策本部の幹事会の担当者

集めまして、どういふような監視体制をやるか、いつでも問題のときにはそういう會議を持つような体制になつておまして、今度のアムチトカ島の核実験に關連しまして、日本に影響がある、おそれがあるという場合には、早急にその會議を持つて、そして海上保安庁の船を出すとか、あるいは自衛隊の飛行機を飛ばすとか、いろいろな具體的な対策をとるわけでありまして、その會議を開いて早急に具體的な措置をやるという意味でございます。対策本部は常時できておるわけでありまして。

○鬼木委員 だから、私が言つておるのは、対策本部に寄るかかるとのじゃなくて、科学技術庁としてもつと主導的に、能動的になぜ調査研究をやらぬか。どういふことをやつたか。具體的にどういふことをやりましたか、どこどこに行つてどういふことを調査しましたか、それだったら、いまあなたのおっしゃるようなことを、われわれ科学技術庁としては、政府としては、皆さん方が御安心なさるようによいようにいたしましたということ、を、いつ國民に発表しましたか。これは國民がひとしく憂えておるのです。その点ひとつはつきり答弁してください。

○成田政府委員 先ほど言ひましたが、十月二日に対策本部幹事会を開きまして、平常の監視体制で臨むということで、海水をとつたり、海上保安庁、水産庁あるいは氣象庁等、常時、海水、それから空中の状況、いろいろな具體的な資料を集めまして調べておるわけでございます。それで、多少問題があるというときには、さっきの緊急時体制の飛行機を飛ばしたりもつと具體的な措置をやるというところであります。平時からそういう海、空、それから牧草とか、いろいろな検討データをとりおまして、それによつて異常があるかどうか、常時把握する体制になつておるのでございます。

○鬼木委員 核実験によつて環境が破壊されるとか、あるいは放射能の汚染というふうなことは何も環境がないなどというふうなことは絶対あり得

ない。特に、この放射能の環境で多くの生物が死んでいくであろうというように、学者は発表しております。しかも、わが国におけるところの影響が大きいというところは絶対に言い得ない。だれも保証はできない。海水の汚染、放射能による汚染というようなことは、常識で考えて十分われわれは考慮すべきである。今回の実験で、幸いにして地震とか津波というようなものは起こらなかったようでございますけれども、しかし、今後数年のうちに環境の破壊とかあるいはその他の影響がないという保証ができませんか。

○成田政府委員 大気とか海水等は、地点によって違いますが、百ミリレム内外の自然放射能が絶えずあるわけでございます。アムチトカ島の核実験の結果が、日本に気流あるいは海水等を通して影響が非常に少ない場合は、自然放射能の変動の範囲の中に入ってしまうとして、いまの非常に精密な計測機をもつてしても把握できないということが言えるのであります。したがって、さっきの監視体制によって自然放射能の範囲外の影響があらわれた場合には、非常にわが国に対する影響のおそれがある場合として緊急体制に入ることとてあります。発電所がなくても、あるいは核実験がなくても、空気中あるいは海水等には自然放射能のレベルというのがあります。その変動の幅、それはしつちゅう変わっているわけでありまして、その自然放射能のレベルを越えた影響があらわれた場合には厳重に警戒体制に入るという意味でございます。

それから、科学技術庁がイニシアチブをとってというお話が先ほどありました。先ほど言いましたように、放射能対策本部というのは、本部長は科学技術庁長官であり、幹事会の主査は原子力局長であります。科学技術庁がむしろイニシアチブをとって、そして飛行機とか、あるいは船とか、あるいは水産庁とか、そういう関係の役所の持っているいろいろな装置、機械、人員等、調査機能を十分活用して、政府をあげてそういう体制に入らせるために科学技術庁がイニシアチブをとつ

て、この幹事会なり対策本部を開いておるといふことでございます。

○鬼木委員 ございましたら、私はそれじゃ長官にお尋ねしたいのです。われわれ科学技術庁としては、こういう主導権をもつてこういう調査をしてこういうことをいまやっておる、だから、わが本土にこういう影響があるとか、こういうことがいろいろ取りざたされておるけれども、決して皆さんに御心配のないようにわれわれはこういう操作をしておる、対策委員会もこうだというようになことを、国民に安心するように正式に発表されたか、そういうことを尋ねておる。それをあなたたちは、するりするりと巧みに逃げておられる。長官、どうぞその点。

○平泉國務大臣 この事件に関しましては、おっしゃるとおり、非常に大きな問題でございます。この実験の行なわれまます前日の朝、わがほうといまして、これに對してやるべき対策の最終的なものを取りまとめまして、直ちに翌月曜日の閣議後の新聞記者会見におきまして、科学技術庁としてやっておるということを発表いたしましたわけでございます。

その要点はすでに原子力局長から御答弁しておると思ひますが、要するにこの問題は、わが国を離れること三キロ以上の地域でございますけれども、わが国としてやはり直接の問題がある、それは、わが国の漁船が、ことに宮城県あたりの漁船があの地域に行つて、かなり漁獲があるわけなんです。したがって環境関係。アメリカ政府内部においてもかなりいろいろな意見がございまして、御承知のように、最高裁の判決を見ても、かなりな反対意見がある。環境サイドのアメリカ政府当局者はかなり強い反対意見を持っておりますから、こういうデータを見ましても、今後早い場合には一、二年、それから原子力委員会の説ではかなり長期に間に、この地下からあるいは放射能汚染の水の地下水が海水に漏洩するおそれがあるのじゃないかという議論が行なわれております。そういう点から見まして、われわれは公海の環境を

汚染する可能性が排除できない、こういう見解に立ちまして、その意味において、アメリカ政府に對して、これは十分資料の提出を要求する権利があるのじゃないか、こういう立場ですぐにアメリカ政府に對して申し入れを行なつた。十分に資料を提供すべきである。これは要請ということに、権利として、直接関係国として要求をいたすというのが第一点でございます。

第二番目に、アメリカ政府側だけのソースであつてはならないので、わがほう独自にあらゆる資料を収集して、そしてこの事態の解明に当たつて。必要に応じては、わが国の科学技術庁のアタッシュェがワシントンにおるわけでありまして、現地に行くといふことも考へて、現地における環境の問題について、どういふ状況であるかといふことをわがほうとして主体的に把握する、これが第二点であります。

この二つの点で、これは息長く相当長期間にわたつて実はこの汚染が出てくるのじゃないかという議論が行なわれているために、これは短期間にどういふことといふことも、長い期間にわたつて放射能の汚染という現象がないかどうかといふことを追跡していかなければならないという体制に入つておるわけでございます。

○鬼木委員 さすがに長官だ。長官の御答弁で私、大体了承いたしました。まさにいまお話しのとおり、これは日本列島の漁業資源なんかの問題に大きな影響がある。これは水産庁の所管であると思ひますけれども、いずれにいたしまして、いま長官が二点をあげておっしゃいましたように、私も先ほどから、アメリカ等にそういうデータを要求すべきである。ところが、アメリカのみならず、カナダやイギリスにも要求しておるというお話である。それから第二点は、当然必要があれば出かけてでも行くといふ考へを持っておるというお話で、私も承知いたしました。海水の汚染というやうな点のみならず、これはわれわれ国民の利益を損ふことが非常に大きいと思ひますがゆゑに特に私は申し上げておるので、大気圏内の核実

験の場合でございましたならば、これはたしか八年前に禁止してあることを承つておりますが、これは大気圏内における核実験は地球環境を汚染する、だからこれはいけない、禁止する。だったら、地下でやるどころの核実験は地球を汚染しないという口実には、私はならないと思ふのです。大気圏内はいけないけれども、地下ならばよろしいというやうな理論は私は成り立たないと思ふのです。これはしつちゅうでございますけれども、そこで、いま長官もおっしゃつたように、一年ないし二年先には必ず、これは学者もそういうふうに言つておられますので、そこで必要があれば、調査団でも何でも名前はいいですが、行くんだといふことをいま長官からお話を聞きまして、で、ややこれだ国民も安心すると思ふのです。

これはアメリカのニューヨーク・タイムズ紙に報道してある発表ですが、核実験による放射能で汚染された地下水が海中に流れるまでの期間は一年ないし二年、こう発表されておる。そうしますと、この近辺を回避しておるところのサケとかマスといふやうなものは必ず汚染される、こういうことを私も十分予測しなければならぬと思ふ。そこで、国民の損害を最小限度に食い止める。起つたならばじゃなくして、事前にやはりそういう対策をすべきだ。それには積極的に、いま長官がおっしゃつたように、必要があれば調査団でも派遣するといふことばでございます。これは、データがアメリカやカナダ、イギリス等から来ての上になつて、それを踏まえてのお考へもけつこうと思ひますが、早急にやはり調査団でも派遣して向かうの事情も聞くし、向かうから回答が来るのを待つて、回答を見てからじゃなくして、ひざ詰め談判で調査団でも派遣してもらいたい、その点について長官のお答をもう一度。

○平泉國務大臣 先ほど申し上げましたように、アメリカ側の資料を要求するといふだけではない、独自にこちらで資料を収集し、あらゆる情報を集めまして、そして厳正な判断をいたしまして、

必要とあれば送る、こういう処置でございます。

○鬼木委員 私のアムチトカ島に対する地下原爆の実験に対する質問は、いまの長官のお答えではつきりいたしましたので、まだ少しお尋ねしたいと思っております。この程度にして、次は法案そのものの質問に入りたいと思っております。

昭和三十六年の九月に官庁の集団移転を閣議で決定して、検討した、このように聞いております。ところが官庁の移転というよりなものがなかなか簡単にいかない。そこで、三十八年の九月に筑波に研究学園都市を建設しようということに決定した、このように聞いておりますが、その間のその辺の経過を少し承りたいと思っております。

○川島(博)政府委員 ただいまお話にございましたように、筑波研究学園都市の建設につきましては、昭和三十八年の九月十日に閣議了解によりまして決定をいたしましたわけでございます。しかしながら、その前からいわゆる官庁移転という課題につきまして、何回かの閣議決定あるいは了解があったのは事実でございます。最初にございましたのは、ただいまお話にもございましたように三十八年の九月一日の閣議決定でございます。この際は、「機能上必ずしも東京都の既成市街地に置くことを要しない官庁(附属機関及び国立の学校を含む)の集団移転について、速やかに具体的方策を検討するものとする」というのが一番最初の政府の意思決定だったわけでございます。御案内のように、当時はブラジルにおきまして新しく首都をブラジリアに建設するといことがきまっていたところでございますし、わが国におきましても、首都への人口あるいは産業の集中圧力が一向に改まらないということから、過密対策の一環として、官庁の移転についてすみやかに具体的方策を検討すべしという閣議決定がなされたわけでございます。

その場合に「機能上必ずしも東京都の既成市街地に置くことを要しない官庁」とは何かということでございますが、当時といたしましては、国会、中央政府を含めまして、いわゆる首都移転と

いうような問題も含めまして議論がなされておったことは事実でございます。しかしながら、国会あるいは政府をあげて移転をするということになりますと、これは、移転すべき立地地点の問題、あるいはその規模の問題、それから関連して整理すべきいろいろな施設をどうするか、いわば日本の国としてはいへん重要な問題でございます。

したがって、これについては当時私がおったわけではございませんけれども、いろいろ議論があつたわけでございまして、最終的には行政機関ではなくして試験機関、研究機関あるいは教育施設ということに落ちついたわけでございますが、その間におきまして、昭和三十七年の七月十三日に科学技術会議が、「過大都市をはなれた地域に国立試験研究機関を集中的に移転させる必要がある」と、こういう回答を行なっております。さらに昭和三十八年の九月六日には、当時首都圏整備委員長の私的諮問機関として設けられておりました首都圏基本問題懇談会が、「世界的水準の研究学園都市建設を実施すべきである」と、こういう回答を行なつたわけでございますが、これらの経緯によりまして、当初は首都移転までを含めて検討の対象にいたしておりました官庁移転問題が、現実の結論としては、政府関係の試験研究機関並びに国立の大学を中心とする新しい研究学園都市の建設が適当であるという結論に至つたわけでございます。それが昭和三十八年九月十日の閣議了解で、最終的に筑波地区に研究学園都市を建設するというところで政府の意思の統一を見たわけでございます。

○鬼木委員 ただ文章の上であなたは答弁されたが、私がお尋ねせんとしておるところの焦点は、本来の目的である官庁移転ということがどうしてスムーズにいかない。そこで国立研究機関などの集団移転にいつの間にかすりかえられた。いかなるものがあつても移転してもらいたくないというあなたの方の切なる要望でこうなつたのか。官庁を移転するという本来の目的がなかなかうまくいかぬので、いつの間にかすりかえられたということではないか。もっと具体的に私が申し上げると、そういう意味でお尋ねしておる。その辺の事情は、筑波地区に行かなければ、ここから移らなければ、われわれの研究の目的が達せられないという皆さま方の自発的なことで起こつたのか。その御答弁によつてまた私の質問が変わってきますから、その点をお尋ねしている。

○川島(博)政府委員 すりかわつたという言い方では私は語弊があると思ひますけれども、現実問題といたしまして、先ほど来御説明申し上げておりますように、当初の発想が首都移転までを含めて東京の過密対策を考えようじゃないかということから出発したことは事実でございます。ただ、国会なりあるいは政府機関というものをあげて東京から引き離すということにはあまりにも問題が多過ぎるというところで、この点については、現実論としてはどうもあまり適当でないというところとが一つ判断として結論があつたわけでございます。かたがた、先ほど科学技術会議の答申を申し上げましたが、東京に集中しております政府関係の試験研究機関は、いずれも現在施設並びに規模が狭小に過ぎて、なかなかその施設の拡充強化が思うに及ばない。しかも研究を遂行いたします環境についてもだんだんと悪くなつていく一方である。こういうことから、この際、政府関係の試験研究機関はあげて新天地に移転をいたしました。そこで世界的水準の新しい施設を新設をいたしました。そこで世界に誇るに足る研究を行なうべきではないかというのが科学技術関係者の間から期せずして声があがったわけでございます。そこで、国会、政府等の行政機関の移転についてはなかなか問題が多くて、どうも現実論としては適当でないという空気になつておりましたので、それではこれにかえて、試験研究機関並びに都内に所在する教育機関の中で、非常に教育環境が悪化をいたして教育にも差しつかえるというよりなものを含めまして、この研究学園都市を新しく筑波地区に建設しようじゃないかという声になつてきたわけでございます。実情だけを申し上げて

おきます。

○鬼木委員 それでは、あなた方が今度移転されるのは、四十四年に移転工事に着手して、結局、新しい研究機関である、しかも最も進んだ新しい研究施設をしなければならぬ、こうした研究所の本来の目的を達成するための必須条件が筑波に移転する最大の原因である、結局このように私は解釈をしたのですが、もともと問題は、最初私が申し上げましたように、官庁移転ということが目的であつたけれども、どうしてもそれがいかぬから、国立の研究所をあらに移そうということになつた。あなた方としては、そのほうがずっとよろしいわけで、今回移転されることについて、あなた方の本来の構想に対して、あなた方の主体的な構想、計画、意図が、今度移ることによつてどういふ利点があり、どういふところにあなた方の要望が反映されておるか、そういう点をひとつお聞きしたい。

○橋本政府委員 お答えいたします。

移転につきましては川島局長から申し上げましたが、科学技術庁といたしましては、科学技術の振興という考え方から、特に、研究機関の研究環境を改善する、あるいはよくするということが一番大きな問題であるといふふうに意識してまいっております。したがって、今後の科学技術が、先生も御承知のように、いろいろな多角的なアプローチも必要といたします。また総合的な体制も必要とされておりますので、現在計画を進めております筑波研究学園都市は、そのような機能を持った都市として整備していくということがわれわれの推進する立場でございます。

なお、現在、各研究機関並びに各省庁と、推進本部、あるいは首都圏整備委員会等の関係機関と十分連絡をとりながら、筑波研究学園都市としてわれわれの意図する研究環境を整備できるかどうかという点について、常々連絡、協議をいたしまして、問題のあるところは具体的に解決をしていくといふふうな考えで、推し進めていくところであります。

ないか。もつと具体的に私が申し上げると、そういう意味でお尋ねしておる。その辺の事情は、筑波地区に行かなければ、ここから移らなければ、われわれの研究の目的が達せられないという皆さま方の自発的なことで起こつたのか。その御答弁によつてまた私の質問が変わってきますから、その点をお尋ねしている。

○川島(博)政府委員 すりかわつたという言い方では私は語弊があると思ひますけれども、現実問題といたしまして、先ほど来御説明申し上げておりますように、当初の発想が首都移転までを含めて東京の過密対策を考えようじゃないかということから出発したことは事実でございます。ただ、国会なりあるいは政府機関というものをあげて東京から引き離すということにはあまりにも問題が多過ぎるというところで、この点については、現実論としてはどうもあまり適当でないというところとが一つ判断として結論があつたわけでございます。かたがた、先ほど科学技術会議の答申を申し上げましたが、東京に集中しております政府関係の試験研究機関は、いずれも現在施設並びに規模が狭小に過ぎて、なかなかその施設の拡充強化が思うに及ばない。しかも研究を遂行いたします環境についてもだんだんと悪くなつていく一方である。こういうことから、この際、政府関係の試験研究機関はあげて新天地に移転をいたしました。そこで世界的水準の新しい施設を新設をいたしました。そこで世界に誇るに足る研究を行なうべきではないかというのが科学技術関係者の間から期せずして声があがったわけでございます。そこで、国会、政府等の行政機関の移転についてはなかなか問題が多くて、どうも現実論としては適当でないという空気になつておりましたので、それではこれにかえて、試験研究機関並びに都内に所在する教育機関の中で、非常に教育環境が悪化をいたして教育にも差しつかえるというよりなものを含めまして、この研究学園都市を新しく筑波地区に建設しようじゃないかという声になつてきたわけでございます。実情だけを申し上げて

○鬼木委員　今回の研究所の移転ということについて、私は結論的にはたいへんけっこうなことでだと思ふのですが、移られることによってのメリットはいまお話を聞きましたが、これは東京の過密を緩和するためというよりなこともむしろ一つの理由にあるかと思いますが、今日、情報化時代だとか、あるいは他の研究機関との接触とか連絡とかか、あるいは他はますます密になってくるとか、そういう場合には、いままです集積されたところ

の利点が、今度移れることによってマイナスの面が出てくるのじゃないか、そういう点をいささか憂うるものですが、そういう点はどうにもお考えになっておりますか。これは大事なことですから、単に遇密であるから向こうに行くのだ、あるいは官庁を移転しようとしたけれどもできなかったから、ではおまえたちが行けと——先ほど私が言った、すりかえられたということばは不穩当だというおことばでしたから、それは不穩当であつてもけっこう。不穩当であれば不穩当ということで私も訂正をしてもいいが、すりかえられたとは言っていないのだから、すりかえられたのではないかとこゝろ言っている。そのところは、ものごとにはよく落ちついて考えないとね。ですから、そういう点が私が多少憂うる点ですが、またあら、あとからいろいろお尋ねしたいのですが、そういう点は皆さん方はどういうふうな対策を持つておられますか。

○**檜林政府委員** メリットの点につきましてはいろいろ申し上げまして、先生はそれに対して、デメリットもあるじゃないか。御指摘のとおりでございます。何ぶんにも移転という事業は相当期間がかかりますし、その間においての研究活動の中断あるいは情報の欠除という問題については、当

○鬼木委員　すこぶる抽象的で、どういふようにそれをわれわれは克服していくというお話がなかったようですが、くどいようですけれども、あらゆる機関が集中しておるところの東京から遠く離れるということは、まさに時代の最先端を行く技術開発と取り組んでいるところの研究員の皆さんにとって、大きくマイナスが出るのじゃないか。たとえば、大学あたりと情報を取りかわすとか、あるいは民間企業などの研究者との接触というよりな点で、少なくともいままでの皆さんの集積された利点が消されるのじゃないか、マイナスになるのじゃないかという点を私はしきりに憂えておる者ですが、そういう点については、十分ひとつ皆さん方は具体的に、こういう点はこうだ、こういう点はこうだという計画を立てられるべきである。ただ新しい家で新しい研究機関を設備をつくつてもらつと、われわれの要望も受け入れられた。人事院の問題になりますけれども、移転す

ば移転手当ももらえるのだというような安易な考えでなくして、研究本来の目的が達成されるかどうかという点を十分に検討される必要があると思います。私は先ほど申し上げるように、皆さん方がこうして移転されることに対しては、たいへんけつこうな考えだと思いがゆえに、そういうこ

○翰林政府委員 いまの点につきまして、具体的な例といたしまして、科学技術庁といたしましては、移転しました研究機関が関係の情報機関との連絡を密にできるための考え方といたしまして、研究交流センター、これは仮称でございますけれども、その構想を来年度要求してございます。この研究交流センターは、いま先生が言われましたように、東京にいわゆる情報が非常に多い場合には、各研究機関がここで努力するよりも、その交流センターで一括して情報サービスをしてあげるとか、あるいは各種の研究機関が移転しますので、その間の有機的な連携のために、抽象的ではありますが、そこに集まってシンポジウムなりあるいはセミナーを開けるような会場を設ける。こういう構想で研究交流センターというものを来年から要求して移転計画にマッチさせていきたい、こういうふうに考えております。

るいはセミナーを開けるような会場を設ける。こ
ういう構想で研究交流センターというものを来年
から要求して移転計画にマツチさせていきたい。
こういうふうに考えております。

○鬼木委員 どうせこれは時間がありますので、本会議が間もなく始まりますから、あとまた私引き続き質問したいと思いますが、幸い長官がお見えになっておるからちよつとお尋ねしたいのですが、皆さん方から「無機材質研究所概要」というのをいただいたのです。先般からたびたび説明もお聞きしたのですが、まことに私は遺憾に思うのは、こういう概要とかあるいは要綱というようなものは、總じて予算の面とかあるいは構成とか機構ということの説明になっておるようですが、一番大事な無機材質の国立研究所の目的というのがこれは全然載つてない。何のためにやつておるのか。内容はちらちら書いてありますけれども、それはまたあとで質問しますが、一体、国立研究所というものをつくっている目的はこういうことだというのがなくて、これじゃ話にならぬですよ。あなた方は非常に専門家のベテランだが、じょうずの手から水が漏っている。こんな水が漏つたんじゃ何ものならない。こういうものはほど同然です。われわれしろうとが見たつて、大

る、これは一体目的はどういうことをやるのか。はなはだ遺憾ですよ。これは、あなた方に釈迦に説法だとは思いますが、大学の研究機関だと言ふことの意味が違ふと思ふんですよ。大学の研究機関というより、それは純粋なる科学の研究である。それが大学なんです。だから目的がないんですよ。無目的である。これはことばが正しいか正しくないか知らぬが、大学の研究は、これは無目的の研究である。ところがこの国立の研究所は、私は目的のある研究所だと思ふ。何を研究するか。その研究にも、基礎的研究もありましよう。それを今度は応用する応用研究、それを実際に実用化する実用研究、これが目

的でなければならぬと思う。そして産業開発をする、社会開発をする、産業開発に貢献し社会開発に貢献していくということが目的でなければならぬと思うのです。何を書いているのか、何のことかわけがわからない。おれの行くのは一体どこなのかと、自分の行くところを人に尋ねなければわからないようなものだ。これは長官、非常に卓越した識見の高邁な長官はこれをごらんになったかどうかが。これじゃ何のことかさっぱりわからないですよ、私は。もう少ししっかりしてもらいたいと思う。全然わからない。運営会議はこんなにしてやりま。研究はグループ制でやります。いつごろこれは建てるようにして、いつごろどうなりま。そして予算はこういふふうでございます、しかし何をやるどころか、それは知りませんでは、はなはだもってこれはおかしい。長官はそういうこまかいことまでごらんになっておらぬかも知れぬ。よろしい、よろしいで莞爾としてほほえんでいらっしやるか知らぬが、局長連中どなたでもいから、ひとつはつきり答弁してください。

○田中(好)政府委員　お答えいたします。

無機材質研究所の沿革その他の問題は別の資料もございまして、そちらのほうにまゝとめておいたものですから、それを補足するようになつてもお

書きしたのをそのまま持ち出したものですから、非常に内容的にもおわかりにくくなったと思いますので、おわび申し上げる次第でございます。

そこで、無機材料研究所の設置の目的ということになるわけですが、これは最近、先ほども議論いたしました原子力の利用技術、それから宇宙科学技術、こういった面におきましては、放射能に耐えるような材料、あるいは非常に高温に耐えるような材料、こういったものが従来にも増して必要になってきておりますし、電子技術などは、最近のようにICのような関係の材料も非常に必要になっておりますので、そういったものを研究する必要があるわけでございます。ところで、こういったものは学問的には非金属の無機材料ということで整理されておりますので、その材料をつくる、その材料の品質を向上する、あるいは新材料の創製等にかかわる研究が非常に重要になってきた。こういったことから、無機材料研究所におきましては、やや基礎的になりますけれども、こういった研究のために必要な高純度の材料、無機材料の材料をつくる、こういったことを目的にスタートをしたわけでございます。資料が十分でございます。せんことを、おわび申し上げます。

○鬼木委員 それはもうそうだろうと思うのですよ。あなた方がやっていらつしやるのが間違っていると言われない。ですけれども、こういう大事な研究所、これで国民の産業が衰微する、興隆するか、的確な産業形態ができるか、できないか、社会開発はどうしてやっていくのかというかぎを皆さんは握っていらつしやるのですから。でございますから、やっていらつしやるのとは言われないのですよ。そういう点をほつきりしてもらわねと、枝葉末節の説明だけではない。私が申し上げるのは、われわれはしろうとだから、もう少し皆さん方から、的確な説明をしていただかないと、何のためにこういうものがあるのか、これでは大学の一般研究機関、研究所と一つも変わらない。私が言うのは、だったら特別に国立の研究所をつくる必要はない、こういうことなんです。

そういう点で、これは責めているのじゃありませんけれども。言いかえれば、あなた方は不親切です。私に言わせれば、もっとほんとうに、こういう事情だ、われわれはこういうことをやって、こういうことで皆さんに微力なりといえども貢献しているということが説明願いたいのです。私どもは、これは大事なものの、一刻も早く移動できるように協力すべきだ、こういうふうな考えで、いろいろを申し上げておるのです。決して、あなた方が怠慢であるとか、研究がずさんだというようなことを申し上げておるんじゃないのです。みな熱心なその道の大家ばかりだから釈迦に説法だと思ひますけれども、そういう点を私は老練心ながら申し上げたい。

なお、引き続きそれに関連した質問を申し上げます。たいのでございますが、本会議が二時からということになっておりますので、本会議が終わりまして、引き続きいましばらくおつき合いを願いたいと思ひます。決してやかましいことは申し上げません。なるべくソフトでやります。ありがたうございました。

○伊能委員長 午後三時より委員会を再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五十四分休憩

午後三時八分開議

○伊能委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。鬼木勝利君。

○鬼木委員 前回に引き続きまして若干質問を続けたいと思ひます。

先ほど申し上げましたように、研究所の目的といたことが大体はつきりしたのでございますが、大体この研究所はグループ制をとっておられるようでございますが、総合研究、またはおのおの研究グループに対して、その成果を申し上げますか、その結果を発表するところの機関がどうい

ふりに計画してあるのか。ただ研究しつばなしじゃないと思ひます。これは、グループ制をつくつておのおの研究をしていらつしやることに對する是非は、私どうこうということは申し上げませんが、総合研究というふうなこともありましょし、おのおのグループ間の連携、あるいは総合的にこれを取りまとめるとか、そしてその成果を発表するといふような点が、どういふふうにやっていらつしやるか。あとにまた私お尋ねしたい前提として、その点をお聞きするわけでございます。内容にわたつて私どもしろうとがそういうことを申し上げるのはどうかと思ひますけれども、そういう点はどういふふうになっておりますでしょうか。

○田中(好)政府委員 お答え申し上げます。

研究の成果の発表の方法でございますけれども、まずグループ制になっておりますので、グループリーダーがそれぞれグループの長としておられるわけでございます。それから所長がおりますから、所長及びグループリーダーの会議というものがございまして、それから別途運営会議を持つておられます。研究所の中の運営、企画、それから研究の成果の発表のしかたの具体的な問題、こういったところに携わるわけでありまして。

それでこの研究所は、さきほど申しましたように、セラミック系の研究が多いわけでございます。エレクトロニクスの分野のIC関係、いわゆる電子工業協会、こういったところと、この研究所の連携が綿密でございますし、大体が研究者がそれぞれ学会に属しておりますので、そういう学会のほうへの発表というふうなことをいたしておられるわけでございます。すべて所長の、リーダーのものとにそれが取り行なわれるようになっております。現在まで、研究論文として四十三年から五年までの三年間で、国内学会等に発表いたしましたものが七十一件、学会誌等に掲載しましたのが三十四件、専門雑誌にあげましたのが二件、これが

国内関係でございますし、国外関係では、学会に一件、学会誌に十九件、専門誌に三件というようになつております。

○鬼木委員 四十一年に出発しまして、四十二年、四十三、四十四、四十五、四十六と研究グループが五つか六つあるように聞いておりますが、創立以来今日まで六年間を経過している、そういうことになりましたと、大体、中間報告、中間発表、あるいはまとめた一つの発表ですね。学会にこういったことを発表したとか、むろんそれはいろいろ断片的にはあるかもしれませんが、まとめたもの少し有機的な、業界に対してこういうことを示唆したとか、そういう面に対して、午前中も申し上げましたように、目的が単なる研究ということではないので、大学あたりの研究所と非常に趣が違ふので、あくまで産業開発、社会開発にこういう貢献をした、第一回の中間報告でこういうことをやった、また総合的にこういうことをやるんだというふうな、そういうスケジュールがあるのか。私が言うのはまことに申し上げにくいのですけれども、皆さんがやっていらつしやることはわかっているのですけれども、随時に行き当たりばつたりと、はなはだ申し上げることはよくないかもしれぬが、そうじゃなく、第一回の中間発表はいつだ、こゝでまたまた総合的な発表をやるんだ、そしてこういう産業界の行き方に対してこういう貢献をした、こういうことに役立ったというふうな――それは結果ですが、そういう、もっと系統的な合理的な計画を組んで、それによって、その目的に向かつて研究していくんだというふうなスケジュールがあるのかどうか。まことに申し上げかねるけれども、そういう点がこれに載っていないからその点をお尋ねをしておるわけでございますが、そういう点を少し御説明願ひたい。

○田中(好)政府委員 この研究所がグループ制をとられて、最初にスタートいたしました研究グループが三つございます。この三つの研究につきましては、最初の一年間ははや準備的なものでござ

ございました。ちょっと研究グループの名前を申し上げますと、炭化珪素の研究グループ、二番目が酸化ベリリウムの研究グループ、三番目が酸化バナジウムの研究グループ、こういうふうになっております。先ほど申しましたように、このグループの活動は、超高純度の材料をつくるのが目的でございますので、鋭意その研究をしておるわけでございますが、でき上がったものに對しまして、その結晶学的な問題、あるいは合成方法の問題、物性の問題、言いかえしますと、こういうものについていろいろなアプローチのしかたがございまして、合成、結晶、物性、この三つについてやっておるわけでございます。この三つのグループが、超高純度のものができまして、大きく分けまといまのようになつた三つのアプローチが済みま

すので、また新しい物質についての研究をやる、こういう形になつておるわけであります。この三つのグループは本年いっぱいやりまして、その成果を見た上で、来年存続するか、あるいは切りかえるかというところになるわけでございますが、そういうふうなことで、最初にスタートしましたものの成果が出ますのが来年度当初あるいは中間くらいになると思ひます。そういうわけで、区切りをつけた発表というのはいさういふところ出てまいるわけでございます。それからいさういふところでございますが、そのあと逐次できておりますので、そういうのは逐年発表をしていくという形になるわけでございます。

ところで、それでは途中の段階で少しは成果があつてはいないのかという御質問があるかと思ひますが、この点につきましては、いま申しました一番初めの炭化珪素に關します研究につきましては、超高純度という意味におきまして、九九・九九九〇という高純度の炭結晶の合成に成功いたしました、また新しい結晶型の炭結晶を数種類発見しております。これは半導体材料として現在注目されております。それから酸化ベリリウムの研究を先ほど申し上げましたが、この酸化ベリリウムに關しましては、高純度の粉末の調整というこ

とに成功いたしましたして、これは碍子会社のほうからぜひ使わせてほしいという要望があつて、いま研究所と碍子会社のほうとの話し合いに入つておるといふ状況にございまして。

一、二あげますとそういうことでございまして、最初に出発しました三つのうち二つ、最後の酸化バナジウムについてはまだでございまして、こういうふうな課題に成果を逐次あげて発表の段階に移る、こういうふうなところになっておるわけでございます。先ほど申し上げました学会等の発表は、もちろん途中の段階でできるものについて、知見を広める、あるいはこの研究所のやっておる仕事を広めるという意味におきまして発表されておるものでございまして。

○鬼木委員 大体お答えをいただいて、おほろげながらわかつたところでございまして、どういふ機關を通じて発表されておるのか。そういう点がもう少し私には有機的に連絡を保つてやられなければせつかくの成果があらう。でございまして、それから、あとでまたお尋ねしたいのですが、その一般企業との連絡ですね。どういふふうなことをいまわれわれは研究しておるかというふうなことを、あまねく知らしめていただいて、民間の企業と連絡をとつて、何らかのやういふ機關雜誌でも出していらつしやるのかどうか。学会に出されるというところはわかりましたけれども、そういう点をもう少し私ははっきり明確に、無機材料の研究所はこういうことを現在はやつておるのだ、こういう製品に對してはこういうことをやるのだというふうなことを、常に連絡を保つて皆さん方の研究が生きていくやうに、しかも、それが実用にはつきり応用されるやうにという御計画がどういふふうになつておるかというところですね。われわれの考えることはしつうとですから、当たつていないかと思ひますけれども、目的が産業開発であり社会開発であるならば、そういうふうな少しか密接なつながりが、ただ学会にこういうことを発表したのだというところは、一つの研究であつて、大学あたりの研究でも同じことがあると思ひます。

ういふ点をもう少しとつ御説明願へばけっこうに思ひます。○田中(好)政府委員 お答え申し上げます。まず第一の方法でございますが、ここに持つてきておりますが、「無機材料ニュース」といふのが出ておまして、これが大体毎月ぐらいのテンポで発表されております。この所長は産業のほうでは有名な山内博士でありまして、東京工大の学長もなさつた方でありまして、産業協会の会長をされておるわけでありまして、産業協会は八十周年を迎えるやうな非常に古い歴史を持つた協会でございますし、こういうところを通じて、民間へのタッチといふことも十分できておるわけでございます。

それから学会に關しましては、所長が學者でありますし、研究者も大部分が学会に屬しておるから、名の知れ渡つた方が多いわけでありまして、そういう方面から十分なPRができておると確信してゐる次第であります。なお、無機材料研究所には客員研究官の制度がありまして、二人の民間の研究の方々、六人の国立大学の先生、これも京都、名古屋、大阪あるいは東北といふふうな範囲が広いわけでありまして、こういう先生方が入つた客員研究官の制度などを通じて、十分なことが出来るやうになつております。それから運営委員会は、これは会社の社長、会社の研究所長などに運営委員会のメンバーになつていただいておりますし、このやういふルートを通じてPRをはかつておる、こういうことでございまして。

○鬼木委員 私が質問申し上げましたことに対して大体答弁をいただいたと思ひますが、せつかくこうした高度の研究をしていただいておりますので、なるべく皆さんの発表があらうと、それが効果が出るやうに一段の努力をしていただきたい、くふう、研究をしていただきたいということをお願いしたいと思ひます。

次に、客員の制度でございますが、それについてちょっと私はお尋ねしたいのです。客員研究官

一覽表と運営委員一覽表をいただいておりますが、この選考の基準ですが、むろんこれはその道のオーソリティーばかりだと思ひますが、基準はどういふ点からこれをされたのか。なおまた、民間の客員のほうには末野研究所長が入つておられるやうです。それから運営委員のほうでは日本碍子の専務取締役の貴田さんが入つておられるやうです。こうした民間の方が起用された理由ですね。それからまた、なぜ民間の方を入れたのか。どういふ点にその利点があるのか。しかも入れられたのはどちらもお一人ずつ入つておる。あとは全部學者ばかりだと思ひますが、そういう点がちよつと疑問に思ふのですが、民間のこういう取締役とかいふやうな人を何のために入れるのか、入れたことによつてどういふ利点があるのか、その点をちよつとお聞きしたいと思ひます。

○田中(好)政府委員 お答え申し上げます。それぞれ八人選んでおるわけでありまして、客員研究官につきましては、この制度は外部からの研究者をグループ研究に参加してもらふことによりまして、内部の研究者のみでは行ない得ない分野の研究を推進するためにつくつたものでございまして。無機材料の研究といふものは、当初申し上げましたやうに、範囲が非常に広いわけでありまして、単に物理学とか化学だけの人はだめでございまして、鉱物、窯業、応用化学、金属工学、電気工学、電子工学、機械工学など多方面にわたつておりますので、こういう人々を全部グループの研究の中に網羅して集めるということには非常にむづかしいわけでありまして。そういう意味におきまして、客員研究官をお願いすることによりまして、大学、民間とのつながりを密にした、こういうことから始まつたものでございまして。現在、大学六名、民間二名が客員研究官として採用されておりますが、技術的な研究連絡、それから若手研究者の養成などの観点から、こういうものの意義は大きいと思つております。

それから選びました人の基準でございますが、これを一々あげますとたいへんでございまして、

それぞれの先生方、各研究グループの関係では大
家の方ばかりを集めてあるわけでございます。そ
れが一つ、もう一つは大学を片寄って一カ所だ
けにしないようにする。東京大学、京都大学、東
工大、東北大というように、大学の範囲を広くし
てなるべく周知をはかるように心がけているわけ
であります。もちろん、客員研究官でございます
から入れかえも可能になってまいります。大体
が各グループの専門について非常に詳しい方、た
とえば赤外線線の吸収の關係の研究については、あ
まり第三グループの中には十分な知識を持つてい
る人がいせんので、そういう方をお願いするとい
うよりなことであるわけであります。それ
から運営委員のほうの問題でございますが、こ
れも、それぞれ会社の取締役とかいうような名前
になっておりますが、大体が研究所の研究者の方
であります。合成、物性、そういうのは専門家の
門家をお願いしている、こういうことでございま
す。

○鬼木委員 そこで、各大学の先生方をこうして
網羅したとおっしゃることはわかるのです。そこ
ろが民間はたつた一人入れてある。もし民間と
もって提携してぜひ必要だというならば、これは
たつた一人ではどうか。八人もいらつしやる中
にお一人だ。ぜひ入れなければいけないという必
要要件があれば、それは私はどうだというのじゃ
ないけれども、八人もいらつしやる中に民間は
たつた一人起用してある。そこに一人でも入れな
ければならぬという絶対の理由はどこにあるか。
しかも、私がどうしてもふに落ちないことがある
。研究所の客員研究官というのは大体わかるの
です。ところが運営委員会に民間まで入れてあ
る。それはそれとしていいとしても、その運営委
員会の内容が、研究テーマの選定、こうあるのだ
す。研究自体の問題は、私は運営じゃないと思
うのです。運営というならば、無機物質の国立研
究所をどのように運営していくか、どのように経営
していくかという運営、経営一般ならば、これは
私はむしろ、学者でなくてもそういう運営面にた

んのかな人ならば、差しかえないと思うので
す。運営、経営をするのに学者でなければならぬ
。あるいは民間人を起用しなければならぬ。民間人
を起用するといふならば、研究テーマの選定など
というのは民間人にわかるわけがない。研究計画
の立案、そういうことは民間の人がわかるわけな
いのです。研究テーマの選定とか、あるいは研究
計画の立案などというのは学者の仕事であつて、
運営委員といふものは私はそういうものじゃない
と思うのです。いかにして運営していくか、だか
ら本年度の予算はどうか、予算請求の概算要求は
どういふふうにするべきか、建物を建てるにはど
ういふふうにするべきか、というふうな、経営を含
んだものが私は運営じゃないかと思うのです。ど
うもその点が、客員研究官制度と運営委員といふの
はどちらも同じです。そういう点、私はしろうと
考えですけれども、しかしこれはどうも少々おか
しいんじゃないか。

これはたとえて言いますならば、運営委員の中
には、たとえば研究所の事務局長とか、そういう
人も一人入つていい。そうすると予算のことでも
全部キヤッチしている。学者が予算編成のことま
で私はできるわけがないと思う。だから、こつち
書いてあるように、どういふことを研究するかと
いうような研究テーマを検討するとか、研究の計
画を立てるとかいうようなのは、これは学者でな
ければならぬ。これは運営委員じゃないと私は思
う。そういう点がちよつと私は疑問に思うのです
。その点どうですか。

○田中(好)政府委員 それでは客員研究官のほう
から御説明申し上げますが、先ほど申しましたよ
うに、この客員研究官というのは、実際にグルー
プの中に入りまして一緒に研究をするわけござ
います。そこで、一人民間から入つてゐる方があ
ります。この方は実は電子線、エックス線構造
の大家なのでございます。この方が非常によくこ
の面のことを御存じでございますので、第五グ
ループの連中から、この人をぜひ客員研究官とし

て中に——第五グループと申しますと硫化鉄の研
究でございますが、この硫化鉄の研究といふ
ものは、先ほど少し触れましたが、この研究所で
初めて発見された研究物質でございます。非常
に高純度のグレイトという粉末でございます。
これは空中にさらしますとすぐ酸化してしまふわ
けでございますので、その電子線、エックス線構
造の解析には非常に重要な問題になるわけであ
ります。そこで、これにつきまして、独自の電子回
析法による磁気的性質の解析ということが必要な
わけでありまして、この面に携わつていただい
ておるわけでございます。客員研究官といふのは、
こちらの用事がありますときにやつてまいりまし
て、そうして中に入り込んで一緒に研究をしてい
ただく、グループごとにそれぞれ自分の足りない
部分を補うために来ていただくという形のもので
ございます。

それから運営委員のほうは、御説もつてもござ
いまして、運営委員が中身にタッチして、研究
テーマの検討までやるといふのはおかしいのでは
ないか。御意見はもつともなことでございま
すが、実はこの研究所は、高純度の物質をつくる
ところまでの研究でございます。合成をしたり、
あるいは組成を調べたり、性質を調べたり、こ
まででございます。こういう高純度のものを、今
度はたとへばICに使うというふうな場合には
どうするかと申しますと、それにちよつとした不
純物を添加しますと性質が非常に変わつてくるわ
けでございます。たとへば電磁的に非常に強度
の強いものになる、こういう面がございます。そ
うしますと、ここで一生懸命に研究しますのは、
非常に高純度のものをつくるわけでございます
が、それにどんな物質を添加して、どんなふう
に應用していくかという面になります。これは企
業のほうの研究所の人のほうがあるいは要望が
強いのではないかと。こういうものをつくつては
しい、ああいうものをつくつてほしいという面が
あるわけでございます。それを考えまして、この研
究テーマの選定などをお願いをしておるわけござ

いたします。形はそういうことでござい
ます。なお、運営委員には日本学士院会員の坪井先生、三
重大学、あるいは東京理科大学とか東大の先生方
も入つていただいておりますが、こういう先生方
には、今度の純学問的な研究の面で、無機物質のど
んな種類のものが要望されるか、こういう点で
ございまして、もちろん運営委員会でございます
ので、研究所全体の運営についても検討をしており
ますし、メンバーもその点を考慮して選んでい
るわけでございます。

○鬼木委員 御説明は大体わかりましたけれど
も、そういうことでは、研究所運営委員、こ
うなつてますからちよつとこれは誤解しやすい
と思うのです。研究所の運営委員ですから、研究
自体の運営といふことです。だから、研究テーマ
とかあるいは研究の内容にわたるところの運営と
いうことには、ちよつと解釈しにくいように思
うのです。国立研究所の運営委員といふことにな
れば、研究所自体の運営といふふうに疑問に感じ
たもので、ちよつとお尋ねしたわけですが、内
容はよくわかりました。けつこうだと思つて
が、そういうことになりました。今度、移動で
ろんな研究所の発展——研究自体の発展じゃな
くして、研究所をどういふふうにしていくかとい
うような面に対する運営委員がまた別に要するよ
うな気持ちがあるのです。そういうことで、私
とあるいは同じような疑問を持つ方もあるかもし
れぬからちよつと御参考に申し上げたのだが、こ
れは無理やりにどうだこうだというて追及するつ
もりはありません。

それから、最後にちよつと一点お尋ねしたいのは、
研究所の移転が先ほどの御説明では四十七年の一
月というふうでございました。とにかく本年度中
には完了する予定だと解釈しますが、概要の中
には書いてあるようです。住宅であるとか、ある
いは道路、上下水道、それから教育施設、電気、ガ
ス等の生活環境、それは万全を期してやつてお
るということでございますが、どの程度それができ
上がつておるのか。皆さんが行かれて非常に不自

ざいまして、形はそういうことでござ
いまして、なお、運営委員には日本学士院会員の坪井先生、三
重大学、あるいは東京理科大学とか東大の先生方
も入つていただいておりますが、こういう先生方
には、今度の純学問的な研究の面で、無機物質のど
んな種類のものが要望されるか、こういう点で
ございまして、もちろん運営委員会でございます
ので、研究所全体の運営についても検討をしており
ますし、メンバーもその点を考慮して選んでい
るわけでございます。

○鬼木委員 御説明は大体わかりましたけれど
も、そういうことでは、研究所運営委員、こ
うなつてますからちよつとこれは誤解しやすい
と思うのです。研究所の運営委員ですから、研究
自体の運営といふことです。だから、研究テーマ
とかあるいは研究の内容にわたるところの運営と
いうことには、ちよつと解釈しにくいように思
うのです。国立研究所の運営委員といふことにな
れば、研究所自体の運営といふふうに疑問に感じ
たもので、ちよつとお尋ねしたわけですが、内
容はよくわかりました。けつこうだと思つて
が、そういうことになりました。今度、移動で
ろんな研究所の発展——研究自体の発展じゃな
くして、研究所をどういふふうにしていくかとい
うような面に対する運営委員がまた別に要するよ
うな気持ちがあるのです。そういうことで、私
とあるいは同じような疑問を持つ方もあるかもし
れぬからちよつと御参考に申し上げたのだが、こ
れは無理やりにどうだこうだというて追及するつ
もりはありません。

由をなされるのではないか、そういうことが私非常に懸念されるのですが、先刻も申し上げましたように、待遇の問題も人事院のほうで十分考えておるようで、移転手当なんか出すというようになるとを言っておるようでございますが、生活環境、研究環境面についても、道路、上下水道、教育施設、電気、ガス施設などの公共、公益事業などの整備計画の概要も大体において策定されておる。また都市移転手当など、生活問題について具体的な方針が示されておる。いろいろこういうふう

に書いてあるが、ただ、こういう計画をしておる、こういうふうにやっておるということを皆さんは安易にとられて、そして行かれたんじや非常に申し上げたいのですが、委員長にも申し上げたいのですが、実際にこの筑波地区の実地を私が見てきたと思うのです。どの程度、いわゆる環境整備、基盤整備といいますができておるか。そういう点を十分に皆さん方は計算に入れていることであるかどうですか。これもつくづくやる、あれもやってみる、これもやってみる、ああそうですか、じゃ行きましようという簡単なことでは、皆さん非常に困られると思います。その点どういうふうになっておられますか。これは実際に調べに行きたいとわれわれは思っておりますから、行けばわかるのですけれども、これである方をどうだこうだと文句を言うわけじやありませんが、どういふふうになっておりますか。

○植林政府委員 お答えいたします。御指摘の生活環境の問題でございますが、具体的に申し上げますと、まず道路でございます。この地区には幹線道路が計画をされております。たとえば東大通り線という大きな道路をつくっておりますが、これも現在工事を推進しております。四十六年度中には完成する予定でございます。また、並行して、西大通り線等についても同様の工事で、現在現地に参りましても大きな道路の工事がやられております。

なお、高速道路関係につきましても、常磐自動車道の整備計画がございまして、これも四十五年に計画が決定されて推進されることになっております。

上水道関係でございますが、四十八年度に一部給水開始というのを進めておられます。下水道もまた雨水、汚水に分流式でやるというふうな計画を進めておられます。

宿舎にも御質問がございましたけれども、住宅につきましても、公務員宿舎を本年百四十二戸建設を具体的に進めておられて、移転の職員をここに全部割り当てることができるといふことになっております。現地に参りましても全員宿舎が得られるよう、完成をはかっております。

その他、教育、医療等の問題がございまして、これにつきましても、移転職員の増加につれて、既設の設備を拡充整備する、あるいは必要があれば新設していくというふうなことを考えておられます。また、特に医療問題につきましては、近くに国立の腫瘍病棟がございまして、この整備を行なって医療体制についても万全を期す等、具体的に問題を進めております。

○鬼木委員 道路は幹線道路が四十六年度中に完成する、上下水道は四十八年度、住宅は本年百四十戸というふうなお話がございました。大体移転される方が百三十数名とかいふことを聞いておりました。移転される方が百何十人くらいおられるか。それによつて、百四十戸ばかり今度新設するといふ公務員住宅が、それに時間的に間に合いかどうかですね。なおまた、電気、ガスの問題、あるいは上下水道は四十八年度に完成、教育の問題なんかも、やはり学校に行かれる子弟がたさんいらいっしやると思うのですが、そういう点もひとつはつきりしていただきたいと思います。

長官、どうですか、そういう点は万遺憾のないように、各関係省庁に長官からでも、これははっきり間に合うことをやってもらわぬと、行かれる方々が気の毒ですよ。あるいは単身赴任というふうなことにならぬとも限らぬ。私は非常にお気の毒だと思つております。それは計画はいまおっしゃる

とおりあるでしょう。私も聞いております。しかし、まあ移転した、だけれども実際は皆さん行かないといふような誤差がそこにはありはせぬかということをお尋ねしているのです。これは大事なことですから。

○田中(好)政府委員 ただいま総勢百三十一名おられますので、先ほど首都圏の局長からもお話し申し上げましたように、希望者を募りまして、そのうち九十九名が移転に伴つて住宅を移したい、あとの三十二名の方々は通勤をする。人によりますと、柏の辺にも持つておる方もおられます。それから無機材質研究所は四十一年に設立されましたが、設立当初から筑波移転が明示されておりました。したがって、入つてこられます方々もそのつもりでお入りになっておられますので、三十二名の方々はもう十分心得ておられるわけでありまして、九十九名につきましては、先ほどの百四十二戸のうち七十五戸を使いまして、全部入るようになっております。

それから学校でございますが、学校につきましても、近くの小学校、これは鉄筋にかえつつありますが、これが間もなく完成いたしますので、その小学校と、近くにあります桜中学校にそれぞれ入れるようになっております。

○鬼木委員 そういふ点において皆さん方に抜かつたようなことはないと思つておられます。いままでです。向こうに移つていらつしやる方もあると思うのです。今度行かれる前に、もう行つていらつしやる方がたくさんあると思う。そういう方々は非常に不自由していらつしやるのじゃないかと思つておられます。待遇の面からいけば、人事院のほうで調整手当なんかもつけるということになっておられます。向こう三三年間はそのままにする、東京から移つても調整手当はつけるというところになっておられます。これはいすれ人事院のほうへ、給与の問題ではつきり確認したいと思つておられます。しかし、実際の生活そのものは非常に不自由をするといふことではあれば、しかも希望者だとおっしゃつておるが、待遇も決して悪くない

い、公務員住宅もつぱにある、道路もある、子女の教育にも差しかえない、しかも将来は二十万都市を目ざして、現在の六万七千の都市が二十万になるんだ、決して不自由なことではないといふことは理想であつて、現実の姿が、皆さん御安心しておいでくださいといふことになれば、皆さんこそ行って行かれると私は思ふのです。九十名ばかりであつては希望しなかつたという点は私は追及しようとは思ひません。それは何か事情があつたらうと思ひますが、少なくとも行かれるところの皆さん方は、物心ともに十分優遇してあげないと、研究に携われる方々が後顧の憂いがあつては研究できないと私は思ふのです。研究をするならするようには、安心して研究ができるように、そういう点がつきり皆さん方御自信がございまして、ただうろたえて行くのだといふのではないかと私は思ふのです。ここでひとつ皆さん方にはつきりおっしゃつていただければ、皆さんも安心されると思ふのです。

○田中(好)政府委員 ただいまの点でございますが、最初申し上げましたように、設立当初から向こうへ行くことが前提になっておりましたから、採用時におきましてもそれぞれ十分念を押して採用しておつたわけでありまして、

それから、一体十分であるか、行つたらすぐ非常に快適なところだといふところまのいくかどうかといふ問題になりますとちよつと疑問がありますけれども、一応いま進めておられます条件につきましても、住宅問題、部屋割り、移りますときの準備体制、こういうものにつきましても、総務課ニュースを毎月出して、それで皆さんと議論を戦わしておるわけでありまして、所長以下、いずれも向こうへ行くことについては疑問を持たずに進めておる、こういう段階でございます。宿舎の点につきましても、首都圏のほうのお話とおり、十分余裕のあるような形で進められておるわけでございます。

○鬼木委員 よくわかりました。どうぞひとつ十分そういう点に御配慮をいただきまして、皆さん

第一類第一号 内閣委員会記録第五号 昭和四十六年十一月十一日

が喜んでお仕事ができますように、ことに温情あふれる平泉長官がいっしょにいますから私は安心して切っておりますけれども、この上ながら格別の御配慮をいただくようお願いをしたいと思っております。

私のお約束の時間がちょうど一時間経過しましたので、これで御無礼いたします。

○伊能委員長 華山親義君。

○華山委員 いままでいろいろ御質問がありまして、お答えもあつて、これに関連するような事項が多いのでございますが、一言お伺いしたいと思ひます。

人事院總裁の話では、高級官僚が他に移るといふことにつきまして、今年度の重大な問題は技術者が民間に移るといふことだ、この傾向が非常に出てきているといふことを言われているわけでございますが、科学技術庁の立場からごらんになって、あなたの方のお役所ばかりでなく、全般的にそういうふうな傾向が顕著でございますし、どうか、お伺いいたします。

○田中(好)政府委員 民間への移転の問題だと思いますが、少なくとも科学技術庁におきましては、民間移転、特に私の方の扱つております金属材料研究所、無機材料研究所、それから航空技術研究所その他でございますけれども、いずれもそういうことはございません。と申しますのは、航空技術研究所の方は日本にただ一つある非常に重要な研究所でございますし、無機材料の方は、先ほど申し上げましたように、非常に熱心にこれからやつていくという段階でございます。金属材料の方は、もう十年以上たちますけれども、みな非常にりっぱな成果をあげておりますし、研究者の方々が、東北大学とかあるいは学校のほうからお見えになった方でありまして、むしろ熱意をもつてそのまま動転しているという状況でございます。

○華山委員 たいへんけっこうなことでございますが、今度の移転によつてよそに移るといふふうな傾向が出てくるようなことのないように、十分

気をつけていただきたいと思ひわけです。その次に伺ひますが、ただいま伺ひますと、いろいろ貴重な物質をつくられたり、いろいろ大きな仕事をしておられるようでありませうけれども、これを民間企業で企業化する場合に、何か特許とか、それからそれに対する政府への支払いであるとか、そういうことがあるのかどうか。あるいはもう全然公開されているのかどうか。そういう点、經理上の問題はいろいろふりなつていますか。

○田中(好)政府委員 国でやりました研究は、特許をとりますと、その特許は研究所長の名前で特許をとるか、つくりになります。この研究所長の特許はいわゆる公開になつておるわけでございます。と申しますのは、だれが実施しようと、それは許可を求めて適当なロイヤルティーを払いますればそれでできるわけでございます。その場合の費用は国に入りますし、一部特許法によりまして研究者にも還元される、こういう形になります。いわゆる特許の公開といふことを国ではやつておるわけでございます。

○華山委員 その内訳とか数字とかは、ここでお聞きするのは適当でないようでありますから、他の機会にまたお伺ひする場合がありますかと思ひます。

それからアムチカ島ですか、あそこで地下原子核の爆発の実験があつたといふことに関連しまして、その爆発から起きるいろいろな問題につきまして、先ほど御答弁がございました。重ねてお尋ねしたいこともありますけれども、いまここで一つ伺ひたいことは、わからないならわからないでよろしいのです。

この当面の爆発の問題、これは非常に重要な問題でありますけれども、これがほんとうに使われた場合には一体どうなるのかという問題が非常に私どもには関心のある問題なわけでありまして、私から申し上げますまでもなく、大陸間弾道弾のICBMを途中で迎え撃つためのABMのスペルタン用核弾頭が今度実験されたわけでありまして、これが新聞等では五メガトンで広島に投下された

二十キロトン原爆の約二百五十倍といふことでございますが、ほんとうの戦争が起きてこれが使われて爆発した——おそらくICBMを迎え撃つABMでございますから、宇宙といふんですか、そういうふうなところですね、それと違ひますか、ぶつかることはまずないと思ひますから、すれ違ひ際に爆発が行なわれる。きわめて簡単に申しますと、そういう考え方だと思ひますけれども、この爆発がほんとうに起きたならば一体どうなるのだといふことを、われわれも知つておきたいし、また国民にも教えて、そして戦争といふものは人類の滅亡に近づくとだといふことを認識してもらいたいと思ひます。

そういう立場からお聞きするのでありますけれども、これが爆発をした。その際には空気のないうちで爆発するわけでありまして、爆風によつて破壊されるということはない。そうすれば、ここから出るところの熱線なり、あるいはわれわれしるすにはわからない何らかの線、あるいはエックス線といふんですか、そういうものによつてICBMの弾頭の機能を破壊する、こういうことであらうかと思ひます。そういう点について教えていただきたいと思ひますし、どういふふうな機能をもつて相手方のICBMを無力化するのか、そういう点を教えていただきたい。

○半田説明員 お答え申し上げます。ただいま御指摘のとおり、今回アムチカ島で行なわれた核実験はスターズ・アンド・ストライプスその他によりまして、これはスペルタンの核弾頭の実験であるといふことがアメリカの原子力委員会の話として載つております。なお、今回の実験は成功であつた、そして今後当分の間は実験の必要はないだろうといふ原子力委員会の技術者の話もあわせて載つておるところでございます。ただいま先生のお話を伺ひまして、よく御承知のとおりでございますが、このスペルタンと申しますのは、大気圏外における迎撃ミサイルでございます。大気圏内のはスプリント

といふものも一つございますけれども、今回の場合は、大気圏外において敵のICBM弾頭を迎え撃つ、こういうものでございます。これは空気のないうちで迎撃するわけでございますから、ただいまお話しのように、爆風によつて破壊するといふふうなことは考えられないのでございまして、熱あるいは放射線に基づく電磁波によりまして、相手のミサイルの構造を無力化する、あるいは場合によつては爆発現象を起こさしめる、こういうことによつてICBMの効果といふものを無力化するといふふうに私も承知をいたしております。そのシステムは、捜索追跡レーダーといふので、まず大まかに相手をとらえて、それから次は近づいてまいりましたら、目標追跡レーダー、それからなおミサイルを誘導するレーダーが一挙に作動いたしまして、相手のミサイルの近くまでいってこれを無力化する、こういうふうに承知をいたしております。

○華山委員 それで、五メガトンの核弾頭といふんですか、そういうものが実験されたわけでございますが、これが爆発したときの有効の範囲、大体しるすところとしては球状に考えるわけですが、球状のものなのかどうか。相手にもよるでしるすけれども、何キロ程度のものが有効に作用するののか。

○半田説明員 ニマイル程度の距離に近づけば爆発をするといふ一つのデータがございます。詳しくはわかりませんが、そういう一つのデータがございます。

○華山委員 相手方といふんですか、どっちが相手かは別として、相手方のICBMの弾頭の構造とかそういうこともよりましゅうから、一がいどの程度が有効かといふことは言えないと思ひますが、そういうふうなことで、私たちとしては、戦争のあつた場合に、こういうことが起きる場合には一番気になることは、この地球の上に、あるいは大気にとりいふふうな影響を与えるものであらうかといふことである。あるいはこれによつて人類が絶滅するのかもしれない、そんなこと

も考えるわけでありませうけれども、どういふふうな影響が地上にあらはれるかは大気圏に起きるものでしょうか。

○半田説明員 これは非常に超高空で爆発をいたしますので、直接地上に影響が及ぶということとは常識的にはちょっと考えられません。ただし、かなり時間が経過いたしましてから放射能が降ってくる、こういう危険は十分に考慮しなければならぬというふうに考えております。

○華山委員 爆発によって放射能が地球上に降りかかってくる、こういうおそれだけがあるということであつて、この爆発によって生ずるところのいろいろな、先ほどおっしゃったような、電磁波とかそういうふうなもの、あるいは熱線とかいうものは地球上には影響がない、こういうふうにお考えになっておるわけですね。

○半田説明員 そのとおりでございます。いま詳しい日時はまだわかりませんが、かつてソ連が五十メガトン以上と推定される核爆発を超高空において行ないましたが、そのときも地上には被害がなかったというふうに承知いたしております。

○華山委員 それから落ちるといいますか、大気がよごされる、そういう点が心配だ、こういうふうなことでございませうか。

○半田説明員 はい。

○華山委員 よくわかりましたが、一体この爆弾というものは、先ほど申し上げたようなことで、効力が広範囲に及ぶば及ぶほどいいわけですね。それですから、これからの見通しとして、軍縮なんかもこの問題が一番中心になつていふようでございますから、これができればけっこうな話でございますけれども、そうでない限りますます大きくなるというふうに考えられますか。

○半田説明員 御指摘のような側面が確かにあると思ひます。ただし反面、こういうふうな実験が続けておりますと、これは人類が滅亡するのではないかと、あるいは世論がまた盛り上がり、逆に全面軍縮の方向に向かつていくというふうなことも一面では考えられるのではないかと、こういうふう

に考えます。

○華山委員 これで終わります。

○伊能委員長 次回は明十二日金曜日午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十五分散会

昭和四十六年十一月十八日印刷

昭和四十六年十一月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局